

公正取引委員会の重点施策

平成21年12月
公正取引委員会

1 厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用

官製談合の一掃等が重要な政策課題になっているとの認識の下に，官製談合を含む入札談合事案に厳正に対処するとともに，国際カルテル事案を含めた各種カルテル事案への取組を強化する。

2 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化

中小企業の総合的支援の一環として，公正な市場環境を整備するため公正取引委員会の機能強化・体制充実が重要な政策課題となっているとの認識の下に，中小企業に不当に不利益を与える優越的地位の濫用や不当廉売，差別対価等の行為，製造分野・サービス分野における下請法違反行為に対して迅速・厳正に対処するほか，下請法違反行為の未然防止に向けた積極的な普及活動等を行うことにより，下請取引の公正化を推進する。

3 競争環境の整備

2010年度に国際競争ネットワーク（ICN）カルテルワークショップを日本で主催するなどICNやOECD等を通じた競争当局間の国際協力を積極的に推進するとともに，東アジア諸国等への技術支援・協力を実施する。

経済情勢の変化に応じた競争環境を整備するため，関係各省庁との連携を図るための体制を強化する。

4 競争政策の運用基盤の強化

競争政策の見直しや，国際的な企業結合事案の増加に対応した体制強化を図る。

所管法令の概要等

1 所管法令

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（下請法）
- (3) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（入札談合等関与行為防止法）

* 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）については，平成21年9月1日に公正取引委員会から消費者庁に全面移管。

2 独占禁止法の概要等

(1) 目的

公正かつ自由な競争を促進し，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進すること。

(2) 主な規制内容

- ア 私的独占（競争事業者の支配・排除）の禁止
- イ 不当な取引制限（カルテル，入札談合等），事業者団体の競争制限行為の禁止
- ウ 不公正な取引方法（優越的地位の濫用，不当廉売，再販売価格の拘束等）の禁止
- エ 企業結合の規制（株式保有，合併，事業譲受け等競争制限的な場合を禁止）

(3) 違反に対する措置等

- ア 行政措置（排除措置命令，課徴金納付命令）

違反行為をした者に対し，意見申述・証拠提出の機会を与えるなどの事前手続を踏んだ上で排除措置命令や課徴金納付命令を行う。

イ 刑事罰

公正取引委員会は、不当な取引制限のうち国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる重大・悪質な事案等について、刑事処罰を求めて告発を行う。

ウ 民事訴訟

(ア) 私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法等による被害者は，民法又は独占禁止法に基づき，損害賠償請求訴訟をすることができる。

(イ) 不公正な取引方法による被害者は，差止請求訴訟をすることもできる。

(4) 運用状況

ア 最近の法的措置，警告及び告発件数等の推移

(単位：件，名)

年度		18	19	20	21 (4月～10月)
行政	事件数 (うち入札談合)	13 (6)	24 (14)	17 (2)	17 (9)
	関係人数 (うち入札談合)	73 (59)	193 (146)	49 (11)	54 (34)
警告		9	10	4	9
告発		2	1	2	0
課徴金額		92億6367万円	112億9686万円	270億3642万円	313億1965万円

平成20年度においては、17件、延べ49名の事業者に対し法的措置を採った。課徴金額は総額約270億円。

平成20年11月、溶融亜鉛めっき鋼板製造販売業者に係る価格カルテル事件について、3社を刑事告発し、同年12月、6名を追加告発した。

平成21年度(4月～10月)においては、17件、延べ54名の事業者に対し法的措置を採った。課徴金額は総額約313億円。

(注) 課徴金総額には課徴金の納付を命ずる審決を含む。

イ 法的措置の行為類型別件数

内 容		年 度			
		18	19	20	21 (4月～10月)
私的独占		0	0	1	0
取引制限 不 当 な	価格カルテル	3	6	9	5
	入札談合	6	14	2	9
	小 計	9	20	12	14
取引方法 不 公 正 な	共同の取引拒絶	0	1	0	0
	不当廉売	1	2	0	0
	再販売価格の拘束	1	0	1	0
	その他の拘束条件付取引	0	0	0	1
	優越的地位の濫用	2	0	4	2
小 計		4	3	5	3
その他(注)		0	1	0	0
合 計		13	24	17	17

(注)「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能活動の制限等である。

ウ 最近の主要な事件

(ア) カルテル・入札談合

国土交通省が発注する車両管理業務の入札談合事件（平成21年6月排除措置命令）

テレビ用ブラウン管の製造販売業者らによる価格カルテル事件（平成21年10月排除措置命令）

(イ) 不当廉売

栃木県小山市において給油所を運営する石油製品小売事業者による不当廉売事件（平成19年11月排除措置命令）

高知市において給油所を運営する石油製品小売業者による不当廉売事件（平成21年4月警告）

(ウ) 優越的地位の濫用

フランチャイズ・チェーン本部による加盟店に対する優越的地位の濫用事件（平成21年6月排除措置命令）

(エ) 拘束条件付取引

C D M A 携帯無線通信用半導体集積回路の製造販売業者による拘束条件付取引事件（平成21年9月排除措置命令）

3 下請法の概要

(1) 目的

親事業者の下請代金支払遅延等の行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護すること。

(2) 主な規制内容

ア 規制対象

物品の製造委託・修理委託
情報成果物作成委託（プログラム作成等）
役務提供委託（運送等）

イ 親事業者の義務

発注書面の交付義務，下請取引関係書類の作成・保存義務等

ウ 親事業者の禁止行為

受領拒否，下請代金の支払遅延，下請代金の減額，返品，買ったたき，物の購入強制・役務の利用強制，有償支給した原材料等の代金の早期決済，割引困難な手形の交付，不当な経済上の利益の提供要請，不当な給付内容の変更・不当なやり直し等

(3) 違反に対する措置

勧告，指導

(4) 運用状況

ア 最近の勧告，指導件数等の推移

区分 \ 年度	18	19	20	21 (4-10月)
親事業者向け 書面調査件数	29,502件	30,268件	34,181件	36,342件
下請事業者向け 書面調査件数	162,521件	168,108件	160,230件	-件
勧告件数	11件	13件	15件	9件
指導件数	2,927件	2,740件	2,949件	2,134件

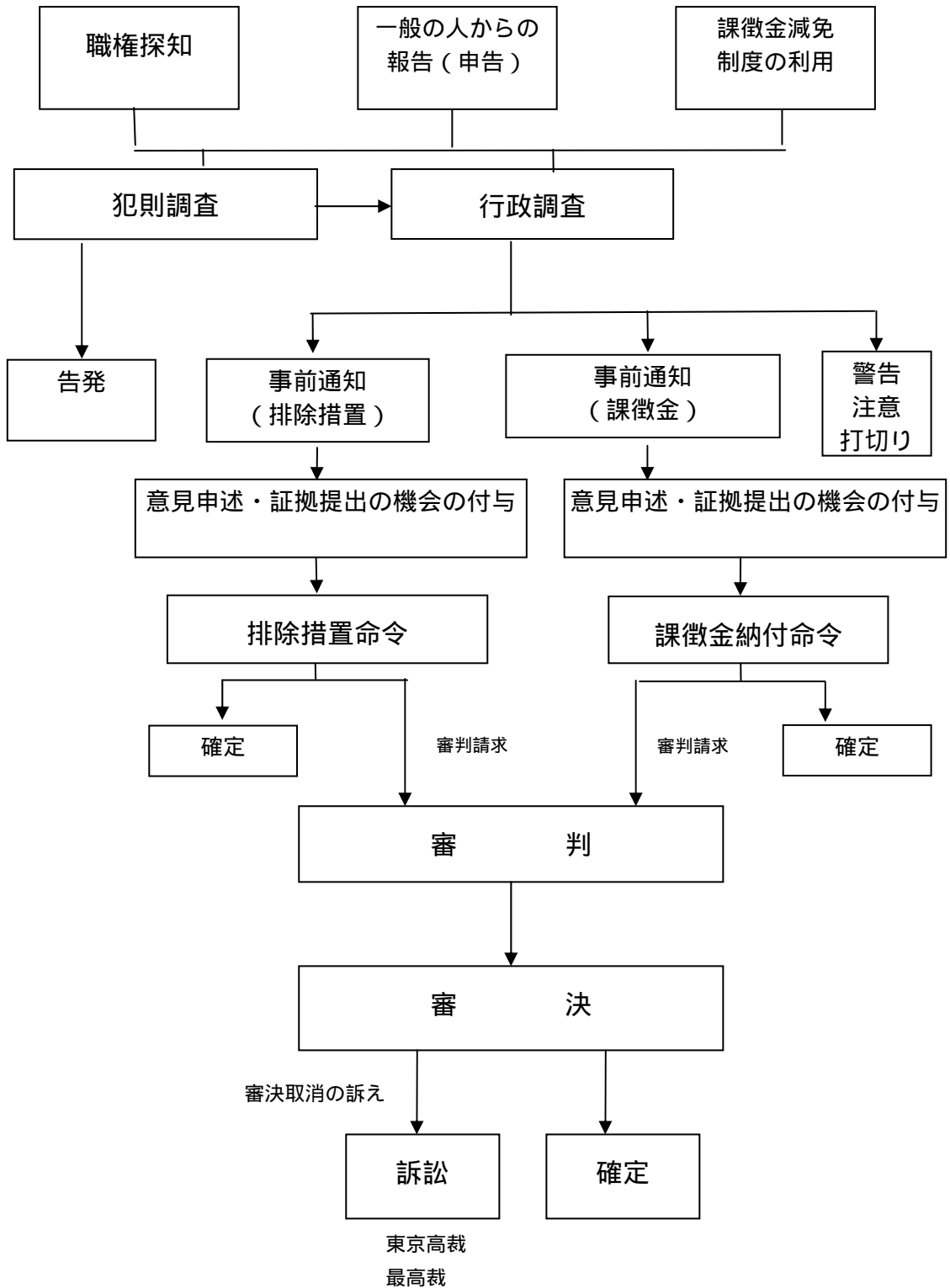
イ 最近の主要な勧告事件

各種商品小売業者による下請代金の減額事件（平成21年2月）

食料品製造業者による下請代金の減額及び利益提供要請事件（平成21年4月）

金属製品製造業者による下請代金の減額事件（平成21年4月，中小企業庁長官からの措置要求案件）

< 独占禁止法違反事件処理手続 >



公正取引委員会の概要等

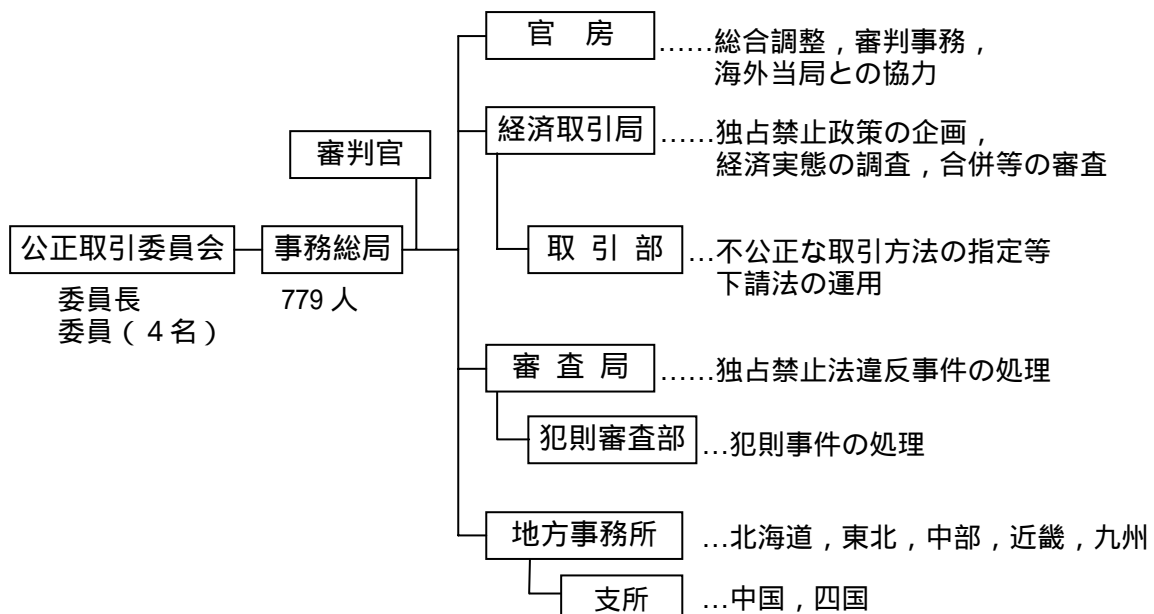
1 公正取引委員会の概要

公正取引委員会は、独占禁止法の目的（公正かつ自由な競争の促進）を達成するために置かれた委員長及び4名の委員により構成された合議制の行政機関。委員長及び委員は、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命。

公正取引委員会は、内閣府の外局として設置され、内閣総理大臣の所轄に属しているが、独立行政委員会として他からの指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使。

公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれており、平成21年度末の事務総局の定員は779名。

【公正取引委員会の組織図】



【最近の事務総局定員数の推移】

年度	17	18	19	20	21	
定員 (純増数)	706 (34)	737 (31)	765 (28)	795 (30)	消費者庁 設置前	消費者庁 設置後
					823 (28)	779 (16)

2 国会との関係

(1) 関係委員会

- (衆) 経済産業委員会
- (参) 経済産業委員会

(2) 年次報告の提出

独占禁止法の施行状況について、毎年、国会に報告

【参考1】平成21年法改正について（平成21年6月10日公布）

1 課徴金制度等の見直し

〔算定率〕

(1) 課徴金の適用範囲の拡大

- (ア) 排除型私的独占
- (イ) 不当廉売，差別対価，共同の取引拒絶，再販売価格の拘束
(同一の違反類型を繰り返した場合)
- (ウ) 優越的地位の濫用

	製造業等	小売業	卸売業
排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売等(繰り返し)	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

(2) 主導的役割を果たした事業者に対する課徴金の割増し

(5割増し 例：製造業等の大企業 10% 15%)

(3) 課徴金減免制度の拡充

(減免申請者数を最大3社 最大5社へ拡大，グループ会社による共同申請を可能に)

(4) 事業を承継した一定の企業に対しても命令を可能に

(5) 課徴金納付命令等に係る除斥期間の延長 (3年 5年)

2 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引き上げ

(3年以下の懲役 5年以下の懲役)

3 企業結合関係規制の見直し

(1) 株式取得の事前届出制の導入等

(2) 届出基準の見直し等 (総資産 売上高，届出閾値の簡素化 等)

4 その他所要の改正

- (1) 海外当局との情報交換に関する規定の整備
(情報交換を行う場合の条件等を法定化)
- (2) 利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の整備
(正当な理由がある場合には開示を制限)
- (3) 民事救済制度の拡充
(差止訴訟における文書提出命令の特則の導入)
- (4) 損害賠償請求訴訟における義務的求意見制度の見直し
- (5) 事業者団体届出制度の廃止
- (6) 公正取引委員会職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ
(10万円以下 100万円以下)

改正法附則第20条第1項

「審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」

独占禁止法改正法案に対する附帯決議（平成21年4月24日衆議院経済産業委員会及び同年6月2日参議院経済産業委員会（抄）

「一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成17年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。」

独占禁止法の改正等に係る基本方針

本年6月に成立した「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第51号)」附則第20条において、「政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされたことを受け、また、同法の法案審議における衆・参両議院の経済産業委員会による附帯決議及び民主党政案集INDEX2009を踏まえ、政府としては、公正取引委員会の審判制度を全面的に廃止する独占禁止法改正法案(以下、「改正法案」という。)を、内閣府・経済産業省合同政策会議の議論を経て、次期通常国会に提出することとする。

第1 公正取引委員会が行う審判制度の廃止

公正取引委員会が行う審判制度については、行政処分を行った機関が、自ら当該行政処分の適否を判断する仕組みであるという点について、事業者側の不信感が払拭できないという指摘があることに鑑み、**公正取引委員会が行う審判制度を廃止する。**

第2 審判制度廃止に伴う制度の骨格

(1) 第一審機能を地方裁判所に

公正取引委員会の行政処分(排除措置命令及び課徴金納付命令)については、その第一審裁判権を地方裁判所に委ねることとする。

これに伴い、実質的証拠法則及び新証拠提出制限に係る規定は廃止することとする。

(2) 裁判所における専門性の確保(東京地裁への管轄集中)

独占禁止法違反事件は、複雑な経済事案を対象とし、法律と経済の融合した分野における専門性の高いものであるという特色があることを踏まえ、第一審裁判権の管轄については東京地方裁判所の専属管轄とし、判断の合一性を確保するとともに裁判所における専門的知見の蓄積を図ることとする。

(3) 処分前手続の充実化・透明化

審判制度廃止後、公正取引委員会が排除措置命令ないし課徴金納付命令を行う際には、行政手続法上の聴聞手続における手続保障の水準を基本とした事前手続を行うこととし、その具体的な手続については、改正法案において規定することとする。

【主な改正項目】

処分前手続における事前説明(予定される処分の内容、公正取引委員会の認定した事実、法令の適用、公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠の説明)の際に事業者に対して説明を行っている「公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠」について、事業者側が閲覧することができることとする。

「公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠」に含まれる自社従業員の供述調書については、処分前手続において、その謄写を認める。

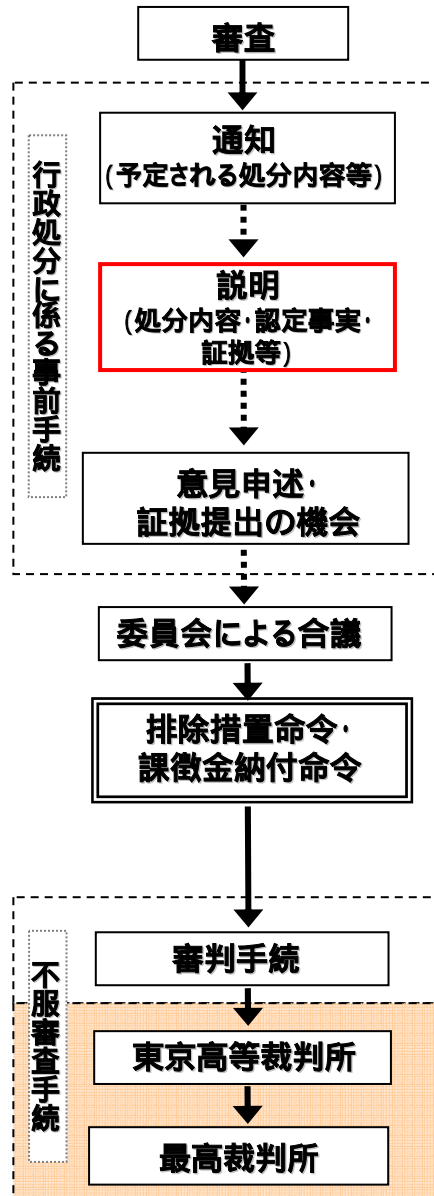
事業者に対する処分前の事前説明について、当該事件に関与していない職員(手続管理官(仮称))が同席して事前説明手続を監督するとともに、手続の経過を公正取引委員会に報告することとする。

第3 行政調査手続における手続保障の在り方に関する検討

弁護士立会権・秘匿特権等の、被処分者の適正な防御権を確保する方策については、中立的な検討の場において、平成21年独占禁止法改正法に係る附帯決議を踏まえた検討を行い、原則として、検討開始後1年以内に、結論を得ることとする。

独占禁止法の審判制度の見直し

現行の手続



見直しの方向(案)

事前手続

1 事前説明の充実

違反行為を基礎付ける証拠については、
現行のように説明だけでなく、閲覧を認める

2 事前説明の透明化

手続管理官(仮称)が同席して
手続を監督し、委員会に報告

審判制度は廃止

不服審査手続において、公正取引委員会が
検察官と裁判官を兼ねているとの批判を解消

不服審査手続

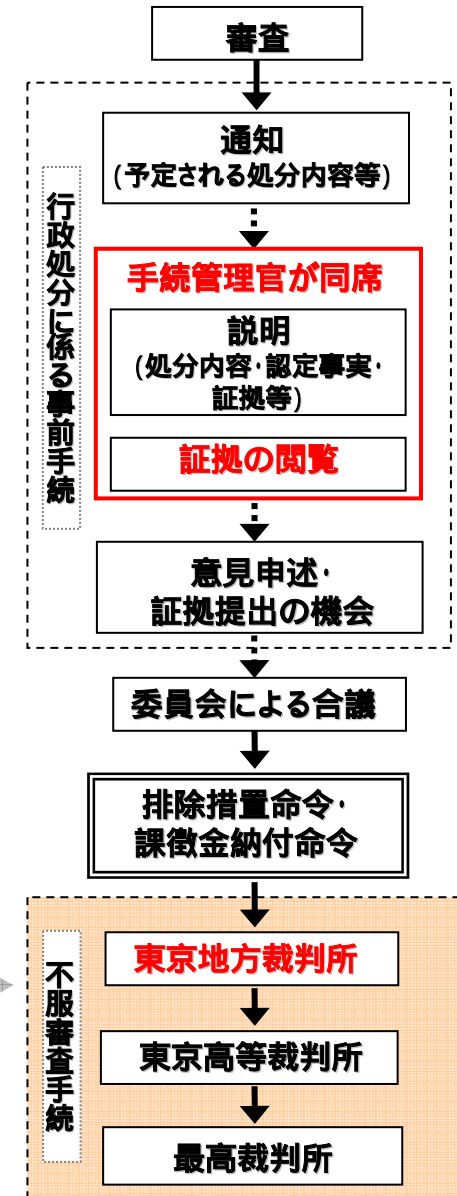
1 地裁による審理の導入

実質的証拠法則、新証拠提出
制限については廃止

2 専門性の確保

東京地裁に管轄を集中(裁判
所による専門的判断を確保)

見直し後(案)



国会における検討状況

参考2

民主党提出の独占禁止法一部改正法案(第170回参法第5号)の概要 (審判手続等の検討に係るもの)

審判手続等に係る検討(附則第8条)

政府は、平成二十一年度中に、次に掲げる事項について、速やかに検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

審判手続

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による審判の制度を廃止し、当該審判に相当する機能を裁判所に担わせること。

代理人の立会い等

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を実施するために公正取引委員会が行う調査に関し、当該調査の対象となる者に対し、その者の利益を保護するため、代理人を選任し、及びその立会いを求める権利並びに当該調査に係る調書の写しの交付を求める権利を付与すること。

独占禁止法一部改正法(平成21年法律第51号)等の概要 (審判手続等の検討に係るもの)

審判手続に係る検討(附則第20条)

政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

改正法案に対する附帯決議(衆院経産委(H21.4.24)、参院経産委(H21.6.2))(抜粋)

(中略) 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

審判手続

審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。

代理人の立会い等

公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

民主党の政権政策 (Manifesto) (平成21年7月27日公表) (抜粋)

5 雇用・経済

36. 中小企業憲章の制定など、中小企業を総合的に支援する

【具体策】

公正取引委員会の機能強化・体制充実により公正な市場環境を整備する。

民主党政策集 INDEX 2009 (平成21年7月23日公表) (抜粋)

経済産業

公正な市場環境の整備・「中小企業いじめ防止法」の制定

(中略)

公正取引委員会の機能強化と体制充実を図るとともに、審判制度は廃止します。

内閣府・経済産業省合同政策会議 議事次第

平成21年12月9日(水) 16:00～17:00

於：衆議院第一議員会館仮庁舎地下1階 民主党A会議室

～ 次 第 ～

開会 近藤 経済産業大臣政務官

主催者等紹介

古川 内閣府副大臣 挨拶

増子 経済産業副大臣 挨拶

独占禁止法の改正等について（田村内閣府大臣政務官）

内閣府・経済産業省合同政策会議 出席者

日時 平成21年12月9日(水) 16:00~17:00
場所 衆議院第一議員会館仮庁舎地下1階 民主党A会議室

大島 敦	内閣府副大臣
古川 元久	内閣府副大臣
松下 忠洋	経済産業副大臣
増子 輝彦	経済産業副大臣
田村 謙治	内閣府大臣政務官
高橋 千秋	経済産業大臣政務官
近藤 洋介	経済産業大臣政務官
田中 慶秋	衆議院内閣委員長
松本 大輔	衆議院内閣委員会筆頭理事
東 祥三	衆議院経済産業委員長
北神 圭朗	衆議院経済産業委員会筆頭理事
柳澤 光美	参議院内閣委員会筆頭理事

内閣府・経済産業省合同政策会議 陪席者

日時 平成21年12月9日(水) 16:00~17:00
場所 衆議院第一議員会館飯庁舎地下1階 民主党A会議室

(内閣府)

幸田 徳之 大臣官房総務課長

(公正取引委員会)

鵜瀨 恵子 事務総局官房総括審議官

山本 和史 事務総局経済取引局長

南部 利之 事務総局経済取引局総務課長

(経済産業省)

豊永 厚志 大臣官房審議官(政策総合調整担当)

川本 明 大臣官房審議官(経済社会政策担当)

ご相談やご質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

公正取引委員会事務局 官房総務課
〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03(3581)5471(代) <http://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 総務課
〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011(231)6300(代)

東北事務所 総務課
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022(225)7095(代)

中部事務所 総務課
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052(961)9421(直)

近畿中国四国事務所 総務課
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06(6941)2173(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 総務課
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082(228)1501(代)

近畿中国四国事務所 四国支所 総務課
〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎
TEL.087(834)1441(代)

九州事務所 総務課
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092(431)5881(直)

内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098(866)0049(直)



インターネットでも、様々な情報を提供しています。ぜひ、ご利用ください。 <http://www.jftc.go.jp>

知って なっとく 独占禁止法

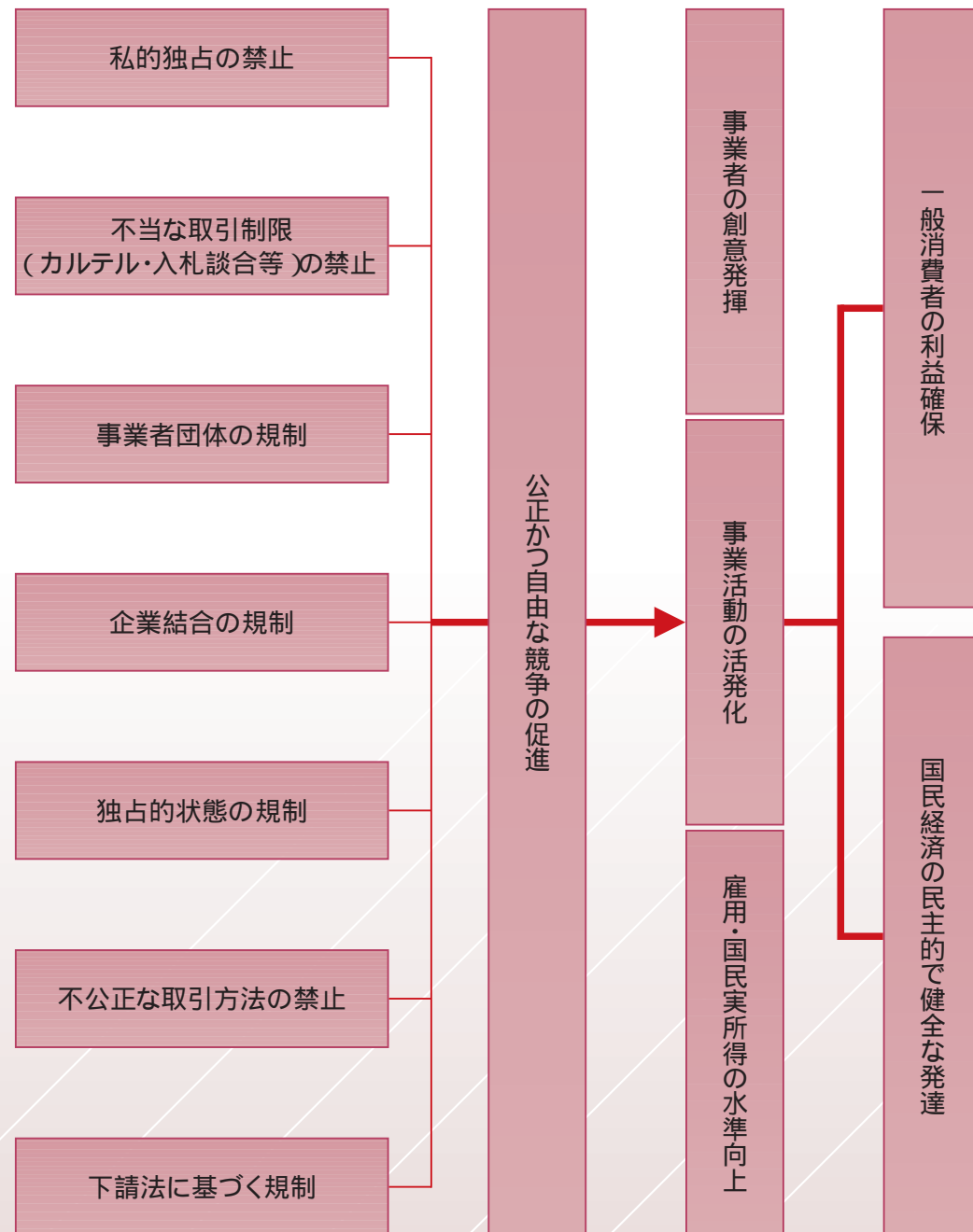
平成21年改正
改定版
(平成22年1月施行予定)



独占禁止法は、事業活動の基本的なルールを定めた法律です。

独占禁止法(正式名称:私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。公正取引委員会は「独占禁止法」とその補完法である「下請法(正式名称:下請代金支払遅延等防止法)」という2つの法律を執行することで、競争政策を積極的に展開し、市場における競争秩序を維持しています。

独占禁止法の概要



独占・寡占

市場を独占しようとする行為を禁止しています。

少数の事業者だけで、ある市場を独占、寡占している状態になると、競争が有効に機能しにくくなります。独占禁止法は、不当な手段によって市場を独占したり、独占の状態を維持しようとする行為に対して、様々な規制を行っています。

私的独占の禁止

事業者が単独又は他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為は「排除型私的独占」として禁止されています。また、有力な事業者が、株式の取得、役員の派遣などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとする事も「支配型私的独占」として禁じられています。もちろん良質・廉価な商品を提供する事業者が正当な競争の結果として、市場を独占するようなことになった場合は、違法とはなりません。

公正取引委員会は、平成21年改正法により、新たに課徴金の対象となった「排除型私的独占」が成立するための要件に関する解釈を可能な限り明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予測可能性をより向上させるために、ガイドラインを作成しています。



独占的状態に対する措置

寡占状態にある産業において、一部の事業者が特に大規模であるなどの理由で、競争が有効に機能していない場合、独占的な状態にあるとして、競争を回復するための措置を命ずることができます。必要に応じて、事業の一部譲渡などの措置を求められます。

[次の要件すべてに当てはまる事業分野は、独占的状態にあると考えられます。]

- 年間供給額1,000億円を超える規模の事業分野
- 首位1社が50%超、又は上位2社が75%超のシェア
- 他の事業者の新規参入が困難
- 需要やコストが減っても価格が下がらない
- 利益又は広告費などの支出が過大

カルテル・入札談合

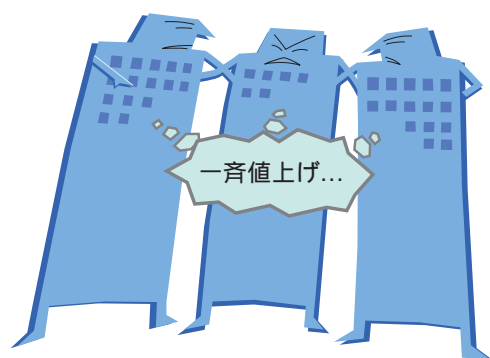
事業者が共同して、競争を制限することを禁止しています。

複数の事業者がお互いの利益を守るため、商品の価格や数量について契約、協定を行い、市場での競争を自主的に制限するケースが多く見られます。独占禁止法は、カルテルや入札談合など、人為的に行われる競争制限行為を全面的に禁止しています。

不当な取引制限の禁止

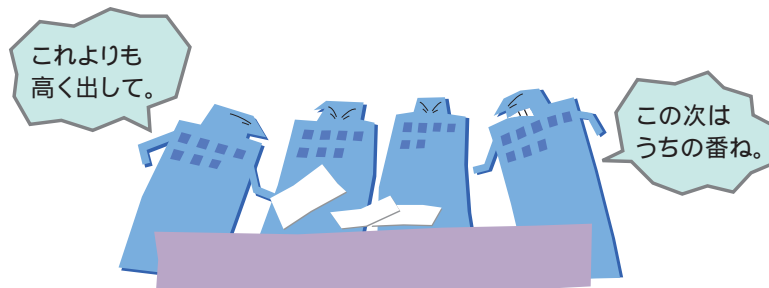
カルテルの禁止

事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として禁止されています。紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申合せが行われたかにかかわらず、事業者間で何らかの合意があり、結果的にそれぞれが同一の行動をとればカルテルとして禁止されます。カルテルは、商品の価格を不当につり上げると同時に、非効率な事業者を温存し、経済を停滞させるため、世界各国で厳しく規制されています。



入札談合の禁止

国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう「入札談合」も不当な取引制限のひとつとして禁止されています。事業者間の競争が正しく行われていれば、より安く発注できた可能性があり、入札談合は税金のムダづかいにもつながります。本来、入札は厳正な競争を行うことを目的としているため、入札談合は公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。



国際カルテルへの参加禁止

国内の事業者がカルテルなどを内容として、海外の事業者と国際的協定を結ぶことは禁止されています。例えば、国内の事業者と海外の事業者の間でそれぞれの商品をお互いの国に輸出しないという市場分割カルテルが行われた場合、輸入品が国内市場に入っていないことになり、競争を実質的に制限することになるため、明らかな違反行為となります。

事業者団体の活動規制

カルテルは、事業者間の協定や申合せに限らず、事業者団体の活動として行われる場合が少なくありません。例えば、事業者団体がその分野における事業者の数を制限して新規参入を認めなかったり、価格の引上げ・数量の制限、取引相手・販売地域の割当てを指示するなど、事業者の自主的な事業活動を不当に制限する行為は禁じられています。

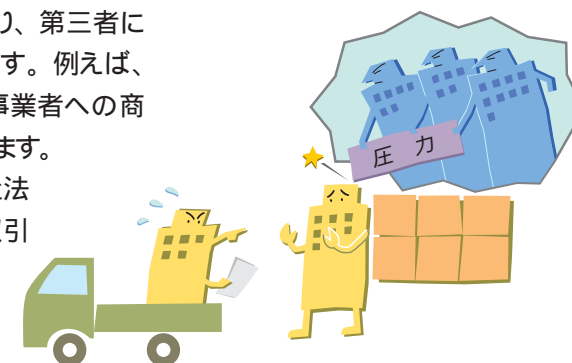
不公正な取引方法

公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止しています。

市場の活性化のためには、事業者が互いに競争相手より良質・廉価な商品を提供しようと公正な競争を行うことが大切です。このため、独占禁止法は、自由な競争の制限につながるような行為、競争の基盤を侵害するような行為を「不公正な取引方法」として禁止しています。「不公正な取引方法」には法律で定められているものと、公正取引委員会の指定で定められているものがあります。また、公正取引委員会の指定には、すべての業種に適用される＜一般指定＞と特定の業種(大規模小売業、物流業、新聞業)にのみ適用される＜特殊指定＞があります。

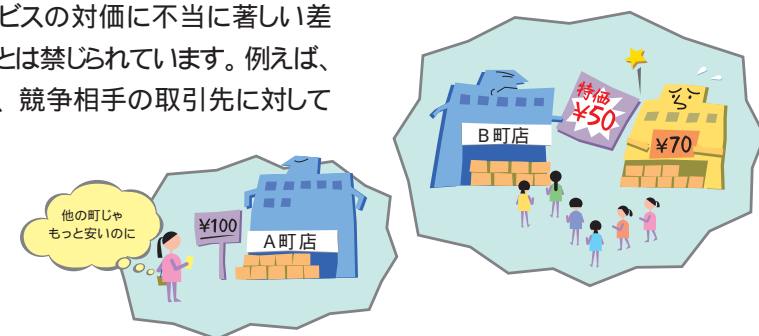
取引拒絶

複数の事業者が共同で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為は禁止されています。例えば、新規事業者の開業を妨害するため、原材料メーカーに新規事業者への商品供給をしないよう共同で申し入れる場合などがこれに当たります。また、小売店に販売価格を指示して守らせるなど、独占禁止法上の違法行為の実効を確保するために、事業者が単独で取引拒絶を行うような場合も違法となります。



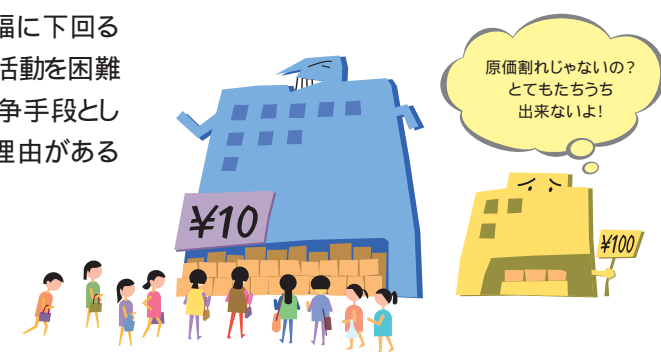
差別対価・差別取扱い

取引先や販売地域によって、商品やサービスの対価に不当に著しい差をつけたり、その他の取引条件で差別することは禁じられています。例えば、有力な事業者が競争相手を排除する目的で、競争相手の取引先に対してのみ廉売をして顧客を奪ったり、競争相手と競合する地域でのみ過剰なダンピングを行うような行為がこれに該当します。



不当廉売

商品を不当に低い価格、例えば総販売原価を大幅に下回るような価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせることは禁じられています。ただし、公正な競争手段としての安売り、キズ物・季節商品等の処分等正当な理由がある場合は、違法とはなりません。



再販売価格の拘束

指定した価格で販売しない小売業者等に経済上の不利益を課したり、出荷を停止するなどして小売業者等に自社の商品を指定した価格で販売させることは、最も重要な競争手段といえる価格を拘束するため、原則として禁止されています。また、指定した価格で販売することを小売業者等と合意して、自社の商品を指定した価格で販売させることも禁じられています。ただし、書籍、雑誌、新聞、音楽用CDなどの著作物については、例外となっています。



優越的地位の濫用

取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して不当に不利益を与える行為は禁じられています。例えば、発注元の一方的な都合による押し付け販売、返品、従業員の派遣要請、協賛金の負担要請などの不当な行為がこれに該当します。下請取引で問題が起きる場合が多く、独占禁止法の補完法の「下請法」できめ細かに規制されています。



下請法って?

下請代金の支払遅延や減額など、下請事業者に対する親事業者の不当な行為を規制しています。製造業からサービス業まで、幅広い事業分野における親事業者の禁止行為を明確に定め、違反があった場合は簡易・迅速に改善を求め、下請事業者を守る法律となっています。

抱き合わせ販売

商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスをいっしょに購入させる行為は、取引の強制に当たりますので禁止されています。例えば、人気の商品と売れ残りの不人気商品をセットで販売し、買い手が不必要な商品を買わざるを得ない状況にするような行為がこれに当たります。



排他条件付取引

自らが供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げるおそれがある場合は、違法となります。



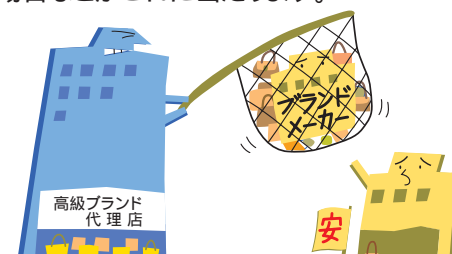
拘束条件付取引

取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けての取引は禁止されています。テリトリー制によって販売地域を制限したり、安売表示を禁じるなど、販売地域や販売方法などを不当に拘束するような場合がこれに該当します。



競争者に対する取引妨害

事業活動に必要な契約の成立を阻止したり、契約不履行へと誘引する行為を行って、競争者の事業活動を不当に妨害することは禁じられています。例えば、海外ブランド品などの輸入総代理店が国内での価格を維持するために海外の出荷元に対して国内における他の輸入業者との取引中止を求めようなどがある場合などがこれに当たります。

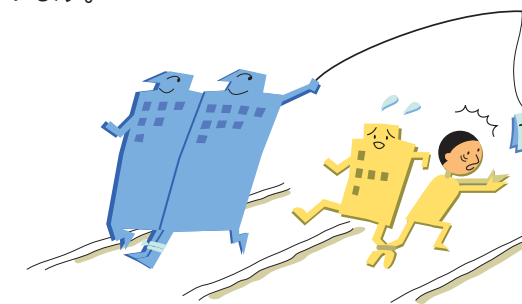


不当高価購入

競争相手を妨害することを目的に、競争相手が必要としている物品を市場価格を著しく上回る価格で購入し、入手困難にさせるような行為は禁じられています。例えば、競争相手の製品に不可欠な原材料等を、高価な価格で買い占めてしまうような場合がこれに該当します。

競争会社に対する内部干渉

ある事業者が、競合関係にある会社の株主や役員にその会社の不利益になる行為を行うよう不当に誘引したり、そそのかすようなことは禁じられています。



不当顧客誘引

自社の商品・サービスが実際より、あるいは競争相手のものよりも著しく優良・有利であるように見せかける虚偽・誇大な表示や広告で不当に顧客を誘引したり、過大な景品を付けて商品を販売することは、買い手の適切な商品選択を妨げるため禁止されています。

事業者団体と不公正な取引方法

事業者団体がその加入事業者などに働きかけて「不公正な取引方法」に当たる行為をさせることは禁じられています。また、これに従わなかった事業者を団体から不当に除名したり、差別的に取り扱うことで、事業活動を困難にさせる行為も禁じられています。

国際的契約と不公正な取引方法

国内の事業者が海外の事業者と「不公正な取引方法」に当たる内容を含む国際的契約を結ぶことは禁じられています。海外の事業者が不公正な取引方法を行う場所によっては、日本の独占禁止法で規制することが難しいため、契約すること自体が禁じられています。

競争を制限することとなる企業結合などを規制しています。

会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転、事業の譲受けなどによって、競争が実質的に制限されることとなる場合、こうした企業結合を禁止しています。公正取引委員会では「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を公表し、どのような企業結合が問題となるかの考え方を示しています。また、企業結合を計画している企業からの事前相談にも応じています。この他、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、銀行及び保険会社による議決権保有の制限の規制を行っています。

(平成21年改正法により、共同株式移転に関する規定が新たに追加されました。)

企業結合の際、届出が必要な場合があります。

一定規模以上の会社が株式取得などにより企業結合を行う際、公正取引委員会に届出・報告をする必要があります(外国会社についても同様です。)。公正取引委員会に届出・報告が必要となるのは、次のような場合です。

(平成21年改正法により、株式取得の事前届出制の導入、届出基準の見直し、共同株式移転に係る届出規定の整備等が行われました。)

株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業等の譲受けの届出

株式取得

国内売上高合計額(企業結合集団内の会社等の国内売上高の合計額)が200億円を超える会社が、株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額が50億円を超える会社の株式に係る議決権を20%、50%を超えて取得する場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は株式を取得することができません。

*銀行又は保険会社が国内の一般事業会社の議決権を取得する場合を除く。
**企業結合集団とは、会社の親会社(他の会社の子会社でないものをいい、当該会社に親会社がない場合には、当該会社をいう。)及びその子会社から成る集団をいう。

合併

国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社が合併する場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は合併することができません。

分割

次のような分割を行う場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は分割をすることができません。

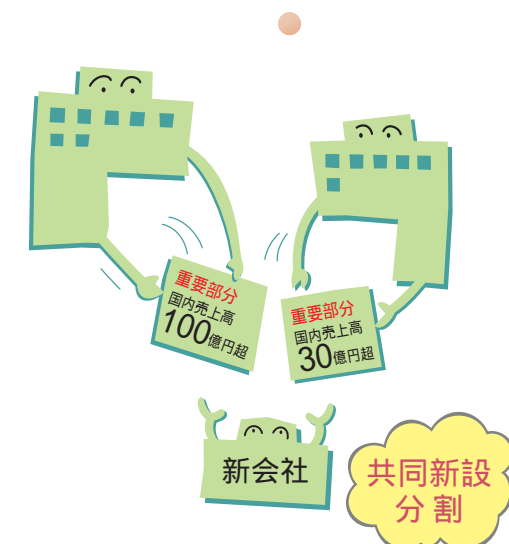
〔共同新設分割の場合〕

分割の対象が事業の全部であって、当事会社中に国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社がある場合

分割の対象が事業の重要部分であって、当事会社中に対象部分の国内売上高が100億円を超える会社と対象部分の国内売上高が30億円を超える会社がある場合

分割の対象が事業の全部又は事業の重要部分であって、当事会社中に国内売上高合計額が200億円を超える会社と対象部分の国内売上高が30億円を超える会社がある場合又は当事会社中に対象部分の国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社がある場合

届出 ▶ 受理 ▶ 30日経過 ▶ 株式取得等の実施



〔吸収分割の場合〕

分割によって事業を承継しようとする会社の国内売上高合計額が50億円を超える場合で、国内売上高合計額が200億円を超える会社から事業の全部を承継するとき又は対象部分の国内売上高が100億円を超える会社から事業の重要部分を承継するとき

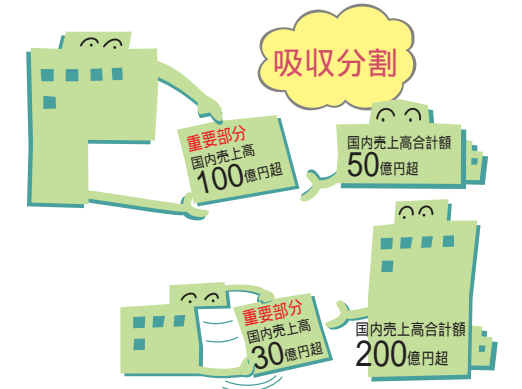
分割によって事業を承継しようとする会社の国内売上高合計額が200億円を超える場合で、国内売上高合計額が50億円を超える会社から事業の全部を承継するとき又は対象部分の国内売上高が30億円を超える会社から事業の重要部分を承継するとき

共同株式移転

国内売上高合計額が200億円を超える会社と国内売上高合計額が50億円を超える会社が共同株式移転をする場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は共同株式移転をすることができません。

事業等の譲受け

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高(単体)が30億円を超える会社から事業の全部を譲り受ける場合、又は譲受け対象部分の国内売上高が30億円を超える会社の事業等の重要部分を譲り受ける場合、事前に公正取引委員会に届け出る必要があります。届出が受理されてから30日を経過するまで、その会社は事業等を譲り受けることができません。



一定の会社の事業報告・設立の届出

持株会社等の事業報告

当該会社及びその子会社等の総資産の合計額が、

持株会社……………6000億円

銀行、保険会社又は証券会社…8兆円

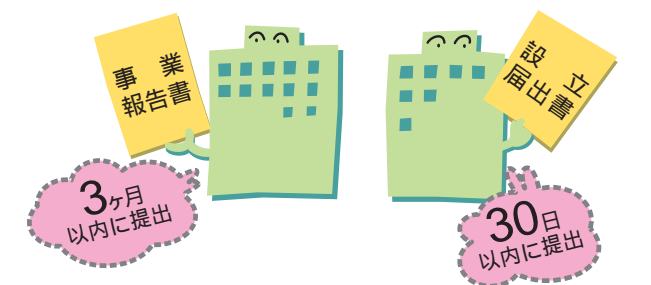
(持株会社及び証券仲業者を除く)

上記以外の会社……………2兆円

を超える場合に、当該会社及びその子会社等の事業に関する報告書を毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に公正取引委員会に提出する必要があります。

持株会社等の設立の届出

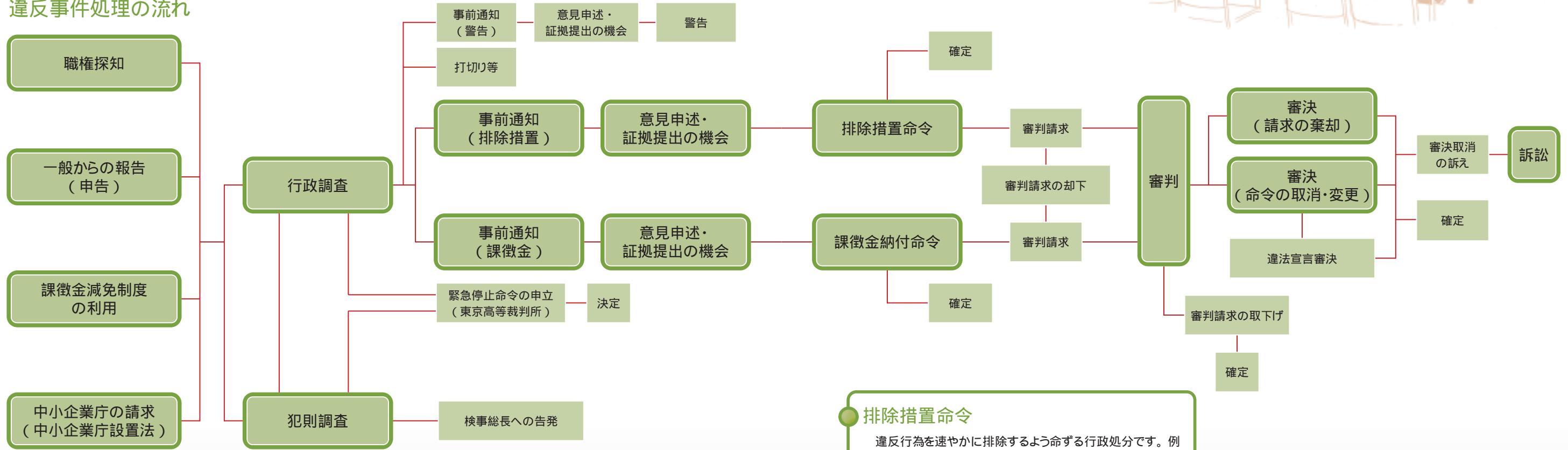
新たに設立された会社は、その設立時において上記 ~ の場合に該当するときには、設立の日から30日以内に公正取引委員会への届出が必要になります。



違反行為を迅速に取り締まり、厳正な措置を採っています。

独占禁止法に違反する行為が行われている疑いがある場合、公正取引委員会は、事業者への立入検査、事情聴取などを行い、調査を実施します。調査の結果、違反行為が認められると、違反を行っていた事業者に対して排除措置を採るよう命じています。また、カルテルなどの悪質な行為については、課徴金や刑事罰などの厳しい措置が採られています。

違反事件処理の流れ



端緒

公正取引委員会の職権探知や一般の方からの報告、課徴金減免制度の利用、中小企業庁からの請求などにより、違反の疑いのある行為を発見すると、事件の調査を開始します。このような違反行為の手掛かりを「事件の端緒」といいます。

事前通知

調査の結果、違反行為が認められる場合には、必要な排除措置命令や課徴金納付命令の内容を決定します。これらの命令を行う前に、事業者はその命令内容を知ります。

行政調査

違反行為を行っている疑いがある事業者の事務所などへの立入検査を行い、帳簿、取引記録などの関係資料を収集し調査します。また、必要に応じて、関係者に出頭を命じて事情聴取などを行い、違反行為に関する証拠を収集します。

意見申述・証拠提出の機会

事前に通知した処分内容に関して、事業者が意見を述べる機会を与えます。公正な行政処分を決定するために必要な意見を述べ、証拠を提出する機会が与えられます。

犯則調査

犯罪調査の対象となる事件の調査を行う場合、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検、捜索を行い、必要な物件を差し押さえます。調査の結果、刑事告発が相当と認められれば、検事総長に告発を行います。

排除措置命令

違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分です。例えば、価格カルテルの場合には、価格引上げ等の決定の破棄とその周知、再発防止のための対策などを命じます。確定した排除措置命令に従わない場合、その事業者には刑事罰が科されます。

平成21年改正法により、違反行為をした事業者から合併、分割又は譲渡により違反行為に係る事業を引き継いだ事業者に対しても、排除措置を命ずることができる旨が明確化されるとともに、排除措置命令の除斥期間(違反行為がなくなった日から命令を行うことができなくなるまでの期間)が3年から5年に延長されます。

課徴金納付命令

カルテル・入札談合、私的独占及び一定の不正な取引方法が行われた場合に課徴金を納めるよう命ずる行政処分です。違反行為をした事業者は、一定の算式に従って計算された金額を課徴金として国庫に納めなければいけません。

詳しくは11ページをご覧ください。

平成21年改正法により、公正取引委員会による調査開始日以後に、違反行為をした事業者から分割又は譲渡により違反行為に係る事業を引き継いだグループ会社に対して課徴金の納付を命ずる旨が規定されるとともに、課徴金納付命令の除斥期間が3年から5年に延長されます。

審判・審決

排除措置命令又は課徴金納付命令といった行政処分に不服があって審判請求がなされた場合、審判が開始されます。裁判に相当する手続で、違反事実の立証や処分内容の検証などが行われます。審判手続を経た後、違反事実の有無等に応じて審決が下されます。

訴訟

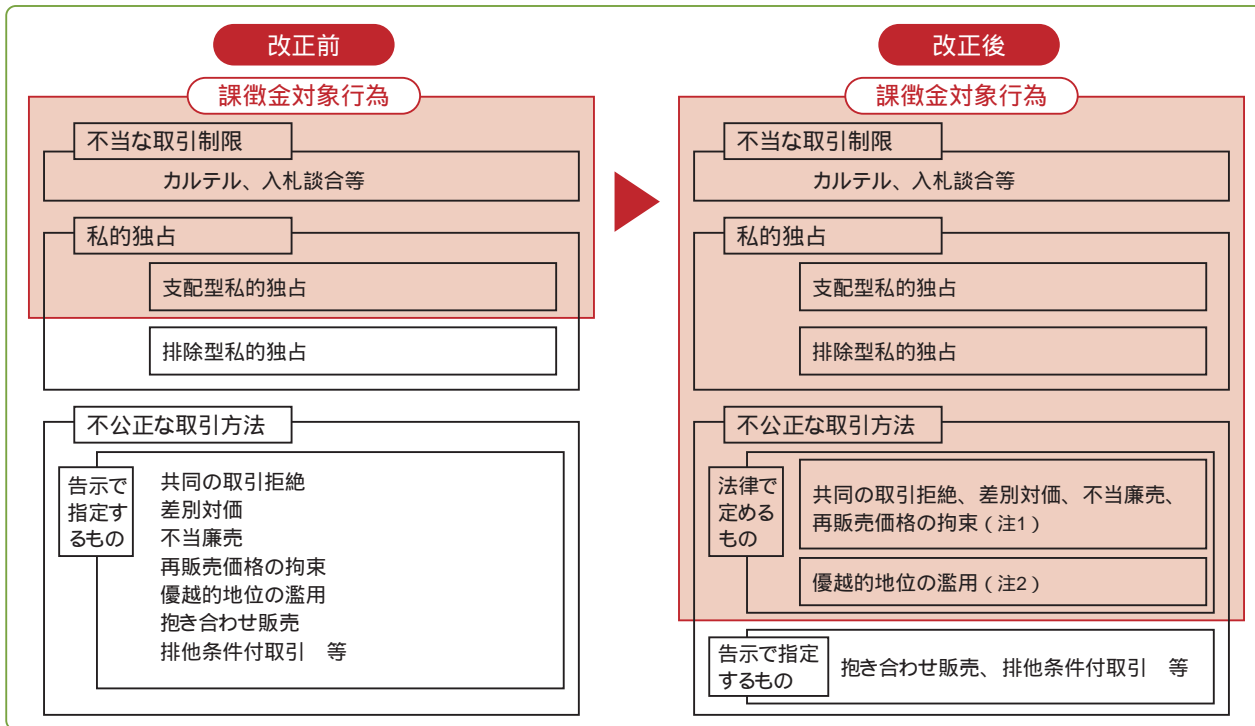
審決を不服とする場合は、その取消しを求める訴訟を提起することができます。裁判所は、審決の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がない場合、審決が憲法その他の法令に違反する場合には、審決を取り消します。

官製談合防止法について

公正取引委員会は、入札談合の調査の中でいわゆる官製談合があると認めるとき、国や地方公共団体等に改善措置を要求します。これを受け、国や地方公共団体等は、必要な調査を行い、必要と思われる改善措置を講ずることになっています。

課徴金の対象となる行為類型の拡大

カルテル・入札談合等の不当な取引制限、支配型私的独占に加え、平成21年改正法により、排除型私的独占及び一定の不正な取引方法(共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用)が新たに課徴金の対象となります。



(注1)同一の違反行為を繰り返した場合(公正取引委員会による調査開始日からさかのぼり10年以内に同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合)に課徴金の対象となります。
(注2)継続して行われた場合に課徴金の対象となります。

課徴金算定率について

課徴金額は、違反行為に係る期間中(最長3年間)の対象商品又は役務の売上額又は購入額を基に算出され、事業者の規模や業種ごとに決められた算定率を掛けて計算します。

$$\text{課徴金額} = \text{違反行為に係る期間中の対象商品又は役務の売上額又は購入額} \times \text{課徴金算定率}$$

課徴金算定率	製造業等			小売業			卸売業		
	製造業等	小売業	卸売業	製造業等	小売業	卸売業	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10%(4%)	3%(1.2%)	2%(1%)	排除型私的独占	6%	2%	1%		
支配型私的独占	10%	3%	2%	不当廉売、差別対価等	3%	2%	1%		
				優越的地位の濫用		1%			

()内は中小企業の場合
+ 平成21年改正法で追加

また、カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、以下のような加減算要素が規定されています。違反行為を繰り返した場合(注1)又は違反行為において主導的な役割を果たした場合にはそれぞれ基準の算定率を50%加算して計算した額が課徴金額となります。

早期に違反行為をやめた場合には基準の算定率を20%軽減して計算した額が課徴金額となります(注2)。

違反行為を繰り返し、かつ違反行為において主導的な役割を果たした場合には、基準の算定率を2倍にして計算した額が課徴金額となります。

(注1)私的独占に対しても適用されます。

(注2)違反行為を繰り返した場合や違反行為において主導的な役割を果たした場合には適用されません。

課徴金減免制度について

事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度です。公正取引委員会が調査を開始する前に早期に報告するほど、課徴金の減額率が大きくなる仕組みとなっており、公正取引委員会の調査開始日前と開始日以後とで合わせて最大5社(ただし調査開始日以後は最大3社)に適用されます。事業者自らがその違反内容を報告し、さらに書類を提出することにより、カルテル・入札談合の発見、解明を容易化して、競争秩序を早期に回復することを目的としています。

課徴金減免制度の対象は、カルテル・入札談合(購入カルテルを含む)です。

課徴金減免制度の拡充

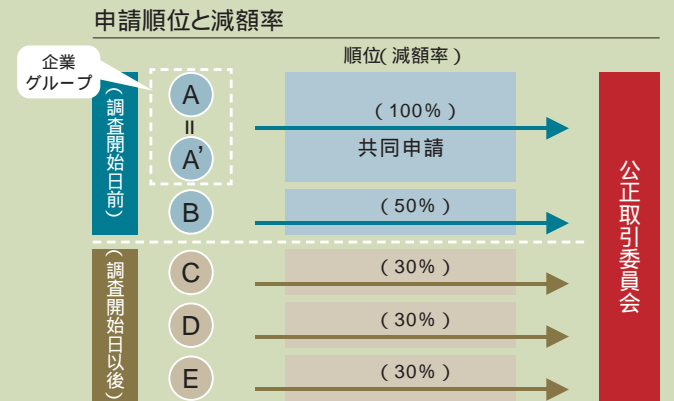
(平成21年改正法により課徴金減免制度が拡充されます。)

共同申請の導入

一定の要件を満たす場合に、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認め、全ての共同申請者に同一の順位が割り当てられます。

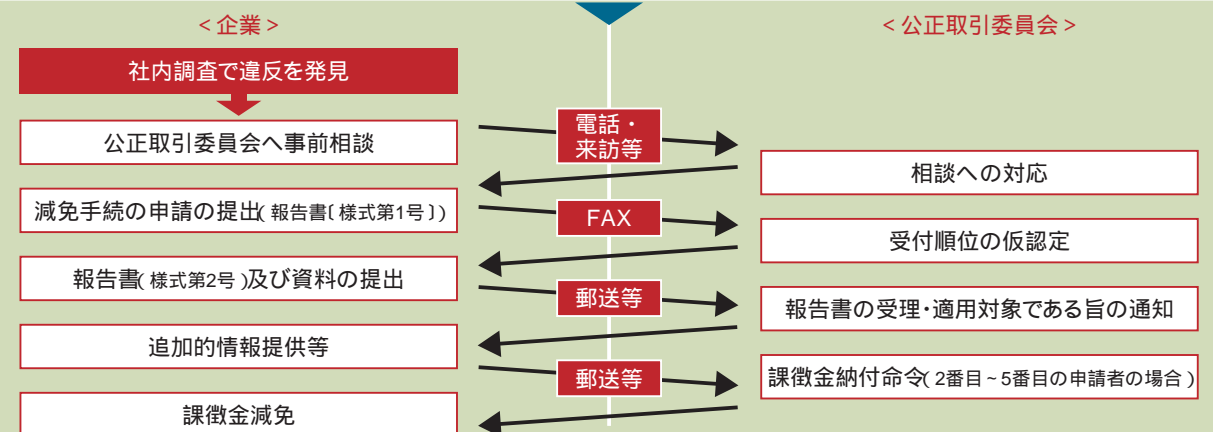
適用事業者数の拡大

課徴金減免制度の適用事業者数が、調査開始日前と開始日以後とで合わせて最大3社から最大5社(ただし、調査開始日以後は最大3社)に拡大されます。



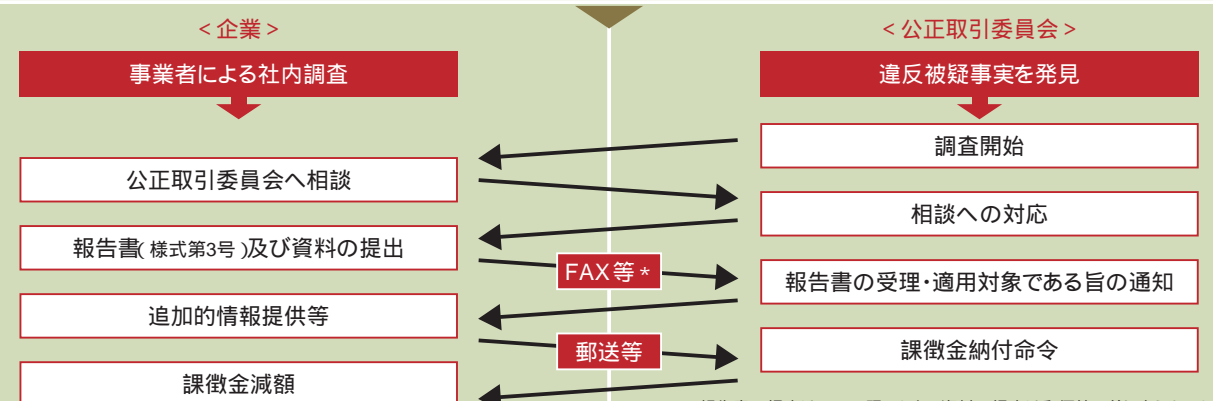
課徴金減免手続の流れ

公正取引委員会の調査開始日前の場合



調査開始日前の1番目の申請者及び申請事業者と同様に評価できる当該事業者の役員・従業員等については、刑事告発を行わない方針です(追加報告の求めに応じない場合等を除きます。)

公正取引委員会の調査開始日以後の場合



*報告書の提出はFAXに限ります。資料の提出は郵便等で差し支えありません。

課徴金減免制度に関するお問い合わせは、課徴金減免管理官までどうぞ

課徴金減免申請に係る事前相談：電話 03(3581)2100(直通)

課徴金減免申請に係る報告書(様式第1号及び第3号)の送信：FAX 03(3581)5599(FAXに限る)

課徴金減免申請に係る報告書及び資料(様式第2号及び第3号)の提出：〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

・報告書の様式は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

罰則

独占禁止法の違反行為を行った場合、犯罪行為として懲役や罰金などの刑事罰を受ける場合があります。例えば、事業者がカルテルを行った場合、それを決定した責任者個人も刑罰を受け、事業者や事業者団体にも罰金が科されます。平成21年改正法により、不当な取引制限等の罪に対する懲役刑が、3年以下から5年以下に引き上げられます。

罰則の種類	個人	法人
私的独占、不当な取引制限、事業者団体の禁止行為違反	5年以下の懲役・500万円以下の罰金	5億円以下の罰金
国際的協定等、事業者団体の禁止行為違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
確定排除措置命令違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	3億円以下の罰金*
株式保有制限、役員兼任の制限禁止違反等	1年以下の懲役・200万円以下の罰金	200万円以下の罰金 (役員兼任の制限禁止違反を除く。)
届出等に関する規定違反	200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
立入検査妨害等	1年以下の懲役・300万円以下の罰金	300万円以下の罰金

*私的独占、不当な取引制限又は事業者団体の禁止行為に該当する行為を差し止める命令に違反した場合は300万円。

課徴金と罰金の調整について

課徴金と罰金が併せて科される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除されます。

差止請求

不公正な取引方法に該当する違法行為によって、著しい損害を受けたり、または受けるおそれのある消費者や事業者などは、裁判所に訴えてその行為の差止めを請求できます。

損害賠償

独占禁止法違反行為によって被害を受けた消費者や事業者などは、その違反行為を行った者に対して損害賠償を請求できます。特に独占禁止法に基づき損害賠償が請求された場合には、損害賠償を請求された事業者や事業者団体は、故意・過失の有無を問わず責任を免れることはできません。

平成21年改正法によるその他の改正

外国競争当局との情報交換に関する規定の導入

現在、国際的に影響を及ぼす企業結合や国際カルテル等の反競争的行為が多数認められるようになってきており、これに対して効率的かつ効果的な審査を可能とする必要があります。また、外国競争当局に対して情報提供を行う際の法的安定性の確保を図る必要性も高まっています。このため、外国競争当局に対する情報提供に関する根拠規定を置きました。

利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し

違反行為と関係のない事業者の秘密や個人情報など正当な理由がある場合には、開示を制限できる旨が明確化されました。

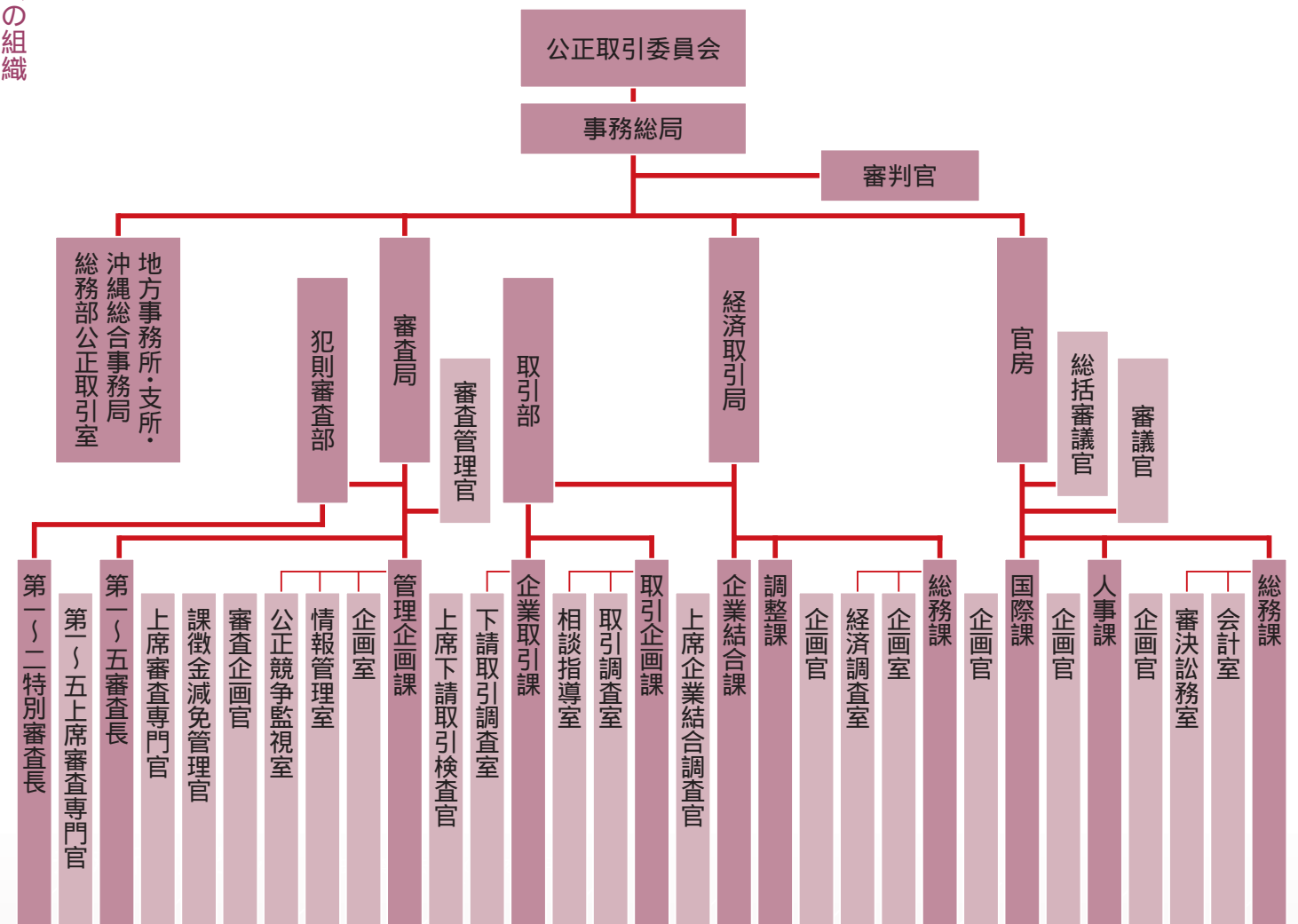
差止請求訴訟における文書提出命令の特則の導入

私人による不公正な取引方法の差止請求訴訟において、文書の提出を拒む正当な理由があるとき以外は、営業秘密等を含む文書であっても、裁判所は提出を命じることができるようになります。

審判制度の見直し

現在の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされました。

公正取引委員会の組織図



届出・申請・申告・相談窓口一覧

電子窓口もご利用ください
http://www.jftc.go.jp

独占禁止法についての一般的な相談	官房総務課
株式所有・合併・分割・事業の譲受け等の届出、事前相談	企業結合課
中小企業等協同組合の届出	取引調査室
事業者団体の事業活動、流通・取引慣行、知的財産、共同研究開発等についての相談	相談指導室
下請法についての相談	企業取引課
下請法違反被疑事実についての申告	下請取引調査室
独占禁止法違反被疑事実についての申告	情報管理室
課徴金の減免に係る報告・相談	課徴金減免管理官

下請代金支払遅延等防止法ガイドブック

ポイント解説 下請法

買ったたきをなくし、公正な取引を実現するために

公正取引委員会・中小企業庁

下請法は親事業者の濫用行為を取り締まります

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された特別の法律です。

例えば、下請事業者に責任がないのに、親事業者が発注後に下請代金の額を減じることは禁じられています。たとえ当事者間で協賛金、値引き、歩引き等の名目で発注後に一定金額を下請代金から差し引くことで合意している場合であっても、下請法違反になります。また、親事業者の社内検査などの事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に、下請代金の支払日を遅らせることも認められません。

下請法の内容を正しく理解し、公正な取引を行ってください。

親事業者が下請法に違反した場合には、公正取引委員会から、違反行為を取り止めるよう勧告されます。

勧告される内容は、違反行為の取り止めのほか、下請事業者の被った不利益を原状回復すること、再発防止措置を採ることなどです。

また、勧告された場合は、企業名、違反事実の概要などが公表されます。

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

CONTENTS

資本金区分	1
対象となる取引	2
取引の内容	3
トンネル会社規制とは	7
取次ぎとは	7
「買ったたき」とは	8
買ったたき事例	9
下請代金の減額	12
親事業者の禁止行為	13
支払期日を定めましょう	16
発注内容を書面にして交付しましょう	16
取引記録を書類として作成し、保存しましょう	19
立入検査、勧告等	20
買ったたき、減額など最近の勧告、警告事例	21
全国の相談窓口	

まず、下請取引に該当するかどうか、
資本金の面から確認しましょう。



資本金区分

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金（又は出資金の総額。以下同じ。）の区分と②取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）の両面から定めています。規制対象となる取引の発注者（親事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

チェックポイント①

自社の資本金が3億1円以上ですか。

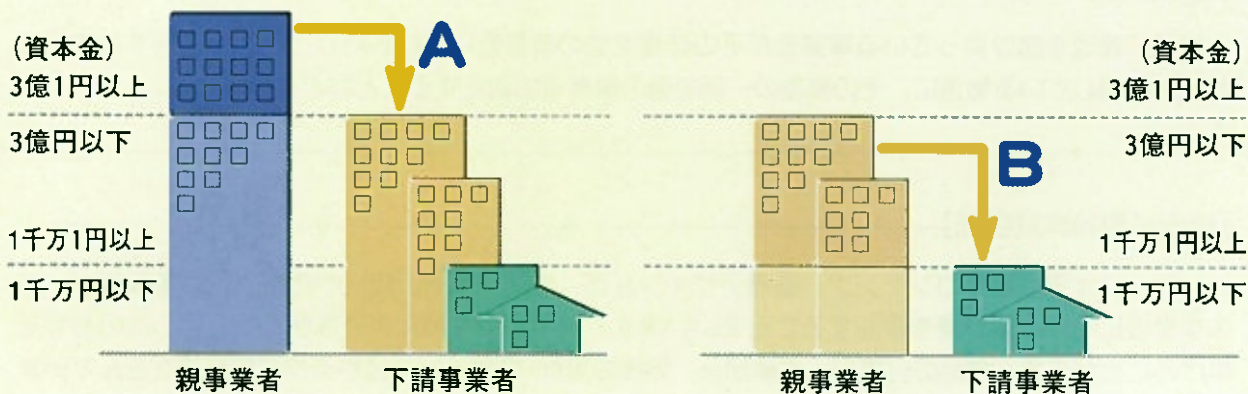
YES → 資本金3億円以下の会社や個人事業者に、下図にある取引の内容を外注していれば、下請法が適用されます（下図のA参照）。

自社の資本金が1千万1円以上～3億円以下ですか。

YES → 資本金1千万円以下の会社や個人事業者に、下図にある取引の内容を外注していれば、下請法が適用されず（下図のB参照）。

委託取引の内容

①物品の製造、②物品の修理、
③プログラムの作成、④運送・物品の倉庫保管・情報処理



チェックポイント②

次のいずれかの内容の委託取引を行っている事業者に質問します。

① 放送番組や広告の制作、商品デザイン、製品の取扱説明書、設計図面などの作成など、**プログラム以外の情報成果物の作成**

② ビルや機械のメンテナンス、コールセンター業務などの顧客サービス代行など、**運送・物品の倉庫保管・情報処理以外の役務の提供**

自社の資本金が5千万1円以上ですか。

YES → 資本金5千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請法が適用されます。

自社の資本金が1千万1円以上～5千万円以下ですか。

YES → 資本金1千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請法が適用されます。

→ 下請法に規定する資本金区分の取引がある場合は？ 次のページで、下請法の規制対象となる取引を詳しく解説しています。

次に、下請法の規制を受けるかどうか、取引内容の面から確認しましょう。



対象となる取引

前ページで確認したように、下請法では、取引を委託する事業者の資本金、受注する事業者の資本金等によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義しています。取引の内容に応じて規定されている資本金区分に該当する場合、その取引は下請取引となります。

下請法の規制対象となる取引は、その委託される内容によっても条件が定められています。「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」と大きく4つの取引内容に大別されており、その適用対象となる取引は多岐にわたります。

【製造委託】

物品を販売し、または製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザイン、ブランドなどを細かく指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」とは動産のことを意味しており、家屋などの建築物は対象に含まれません。

【修理委託】

物品の修理を請け負っている事業者がその修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託することなどをいいます。

【情報成果物作成委託】

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなど、情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者にその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表的な例としては、次のものを挙げることができ、物品の付属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。

- 例：・プログラム
・映像や音声、音響などから構成されるもの
・文字、図形、記号などから構成されるもの

【役務提供委託】

運送やビルメンテナンスをはじめ、各種サービスの提供を行う事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者に委託することをいいます。ただし、建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、役務には含まれません。

① 製造委託



取引の内容

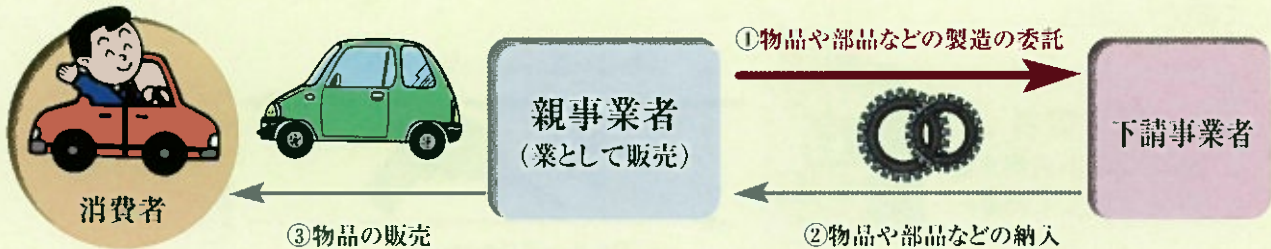
① 製造委託

製造委託には次の4つのタイプ（その1～その4）があります（→部分が下請取引です。）。

製造とは、原材料である物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいい、加工とは、原材料である物品に一定の工作を加えることにより一定の価値を付加することをいいます。例えば、印刷業も製造委託の対象であり、また、金型についても、**製造委託その3**を除き、製造委託に係る物品や部品等の製造に用いる金型の製造を委託すれば製造委託に該当します。

製造委託 その1

物品の販売を行っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者^①に委託する場合。

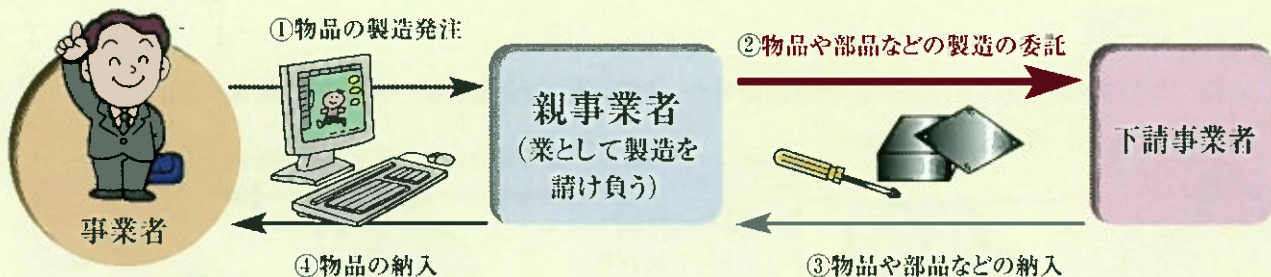


○「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができると指します。

- ◆ (例) ・自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
- ・電機メーカーが、電気製品の部品製造に必要な金型の製造を金型メーカーに委託する場合。

製造委託 その2

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者^①に委託する場合。



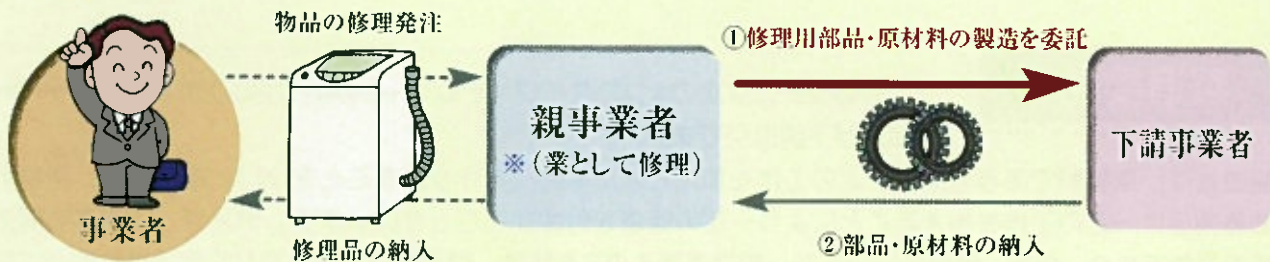
- ◆ (例) 精密機器メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

- ① 製造委託
- ② 修理委託



製造委託 その3

物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合。

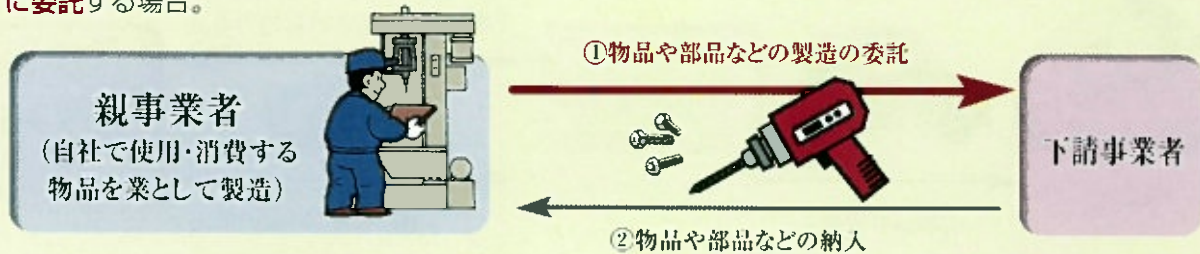


(※) 他の事業者から修理を依頼される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。

◆ (例) 家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託 その4

自社で使用・消費する物品を社内で製造している事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者に委託する場合。



◆ (例) 製品運送用の梱包材を自社で製造している精密機器メーカーが、その梱包材の製造を資材メーカーに委託する場合。

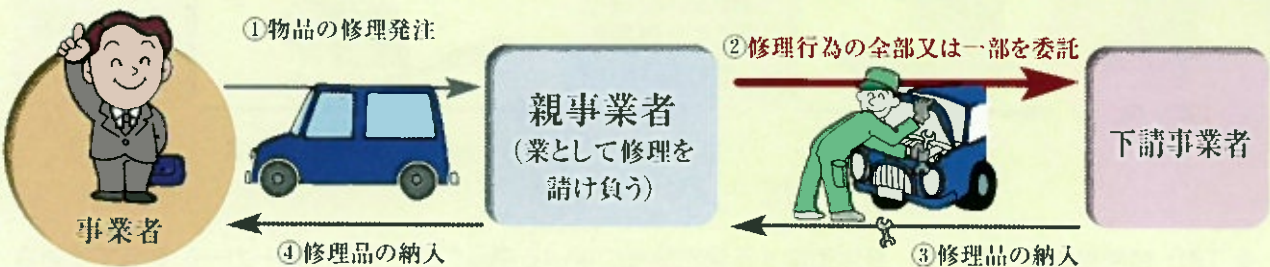
② 修理委託

修理委託となるのは、修理を請け負った物品、自社で修理している物品の修理を委託する場合です。修理委託には次の2つのタイプ(その1,その2)があります。

修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいいます。例えば、類義語として「点検」や「メンテナンス」がありますが、これらの行為の対象(物品)が正常に稼働している状況であれば修理委託の対象ではなく、役務提供委託の対象となります。修理委託の対象は、元来の機能を失った物品であることに注意する必要があります。

修理委託 その1

物品の修理を業として請け負っている事業者が、修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。



◆ (例) 自動車ディーラーが、請け負った自動車の修理作業を修理会社に委託する場合。

- ② 修理委託
- ③ 情報成果物作成委託



修理委託 その2

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者へ委託する場合。



◆ (例) 自社工場の設備等を社内で修理している工作機器メーカーが、その設備の修理作業を修理会社に委託する場合。

③ 情報成果物作成委託

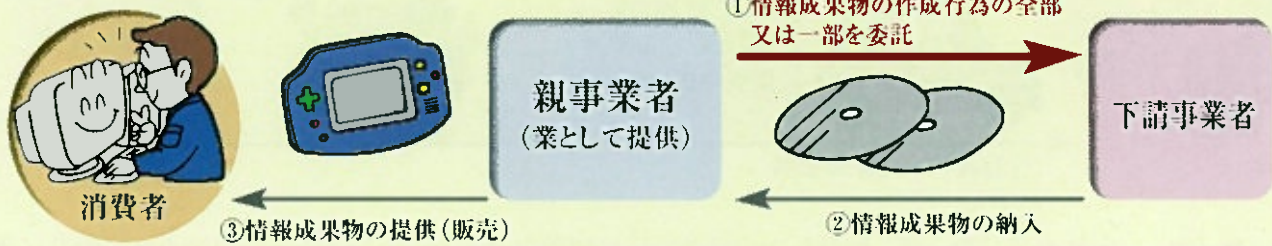
情報成果物とは、次のものをいいます。

- プログラム (例：TVゲームソフト、会計ソフトなど)
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの (例：アニメなど)
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの (例：設計図、ポスターのデザインなど)

情報成果物作成委託には次の3つのタイプ (その1～その3) があります。

情報成果物作成委託 その1

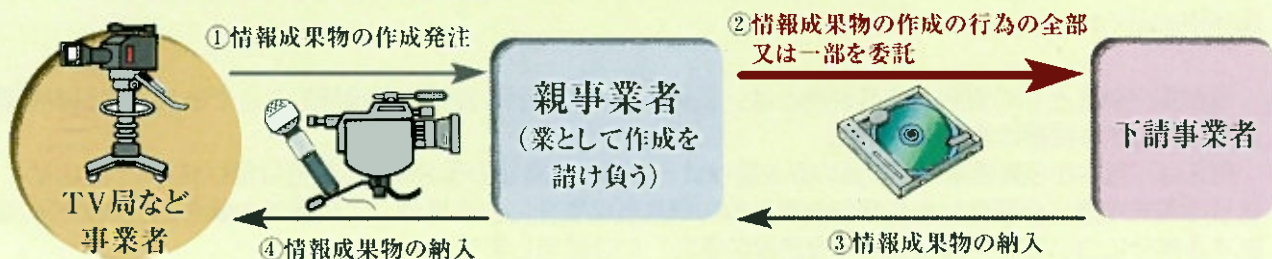
情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



◆ (例) ソフトウェア・メーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションソフトの開発をソフトウェア・メーカーに委託する場合。

情報成果物作成委託 その2

情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



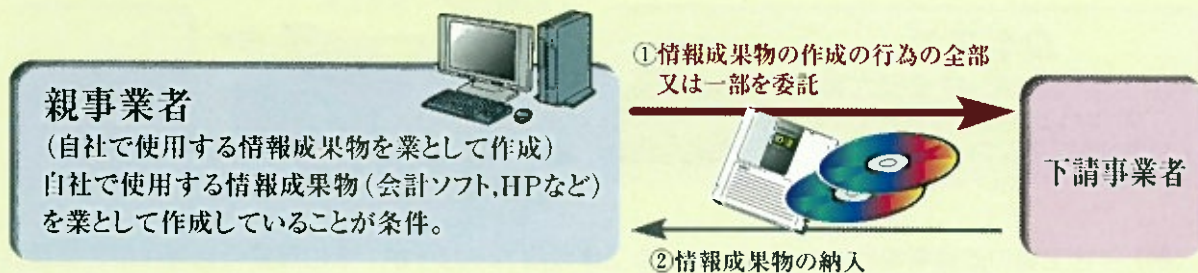
◆ (例) 広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。

- ③ 情報成果物作成委託
- ④ 役務提供委託



情報成果物作成委託 その3

自社で使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、**その作成の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



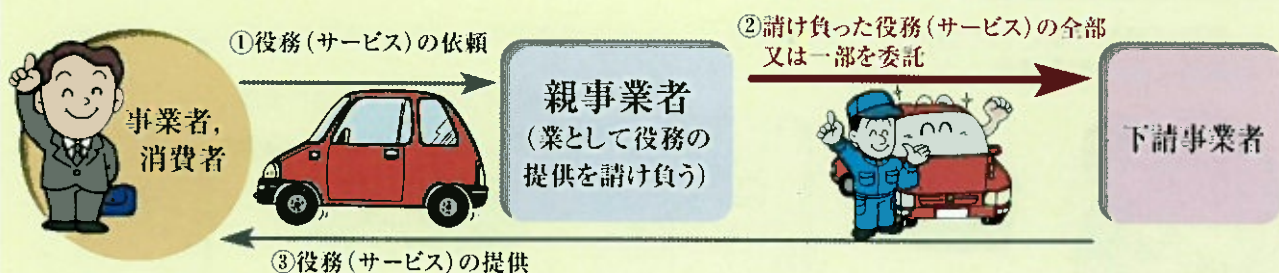
- ◆ (例) 家電メーカーが、内部のシステム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェア・メーカーに委託する場合。

④ 役務提供委託

役務提供委託とは、請け負った役務を再委託することをいいます。

役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、**その提供の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合。



- ◆ (例) ・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
- ・貨物運送業者が、請け負った貨物運送業務のうち一部経路の業務を委託する場合。

○役務提供委託の注意点

- 1 本法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません**。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためです。
- 2 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、委託事業者が**自ら利用する役務は含まれません**。
例えば、荷主から貨物運送の委託のみを請け負っており、貨物の梱包作業の委託は請け負っていないが、自らの運送作業に必要なために梱包作業を他の事業者に委託に出す場合、この梱包作業を他の事業者に委託する部分については下請法上の「役務提供委託」には該当しません。

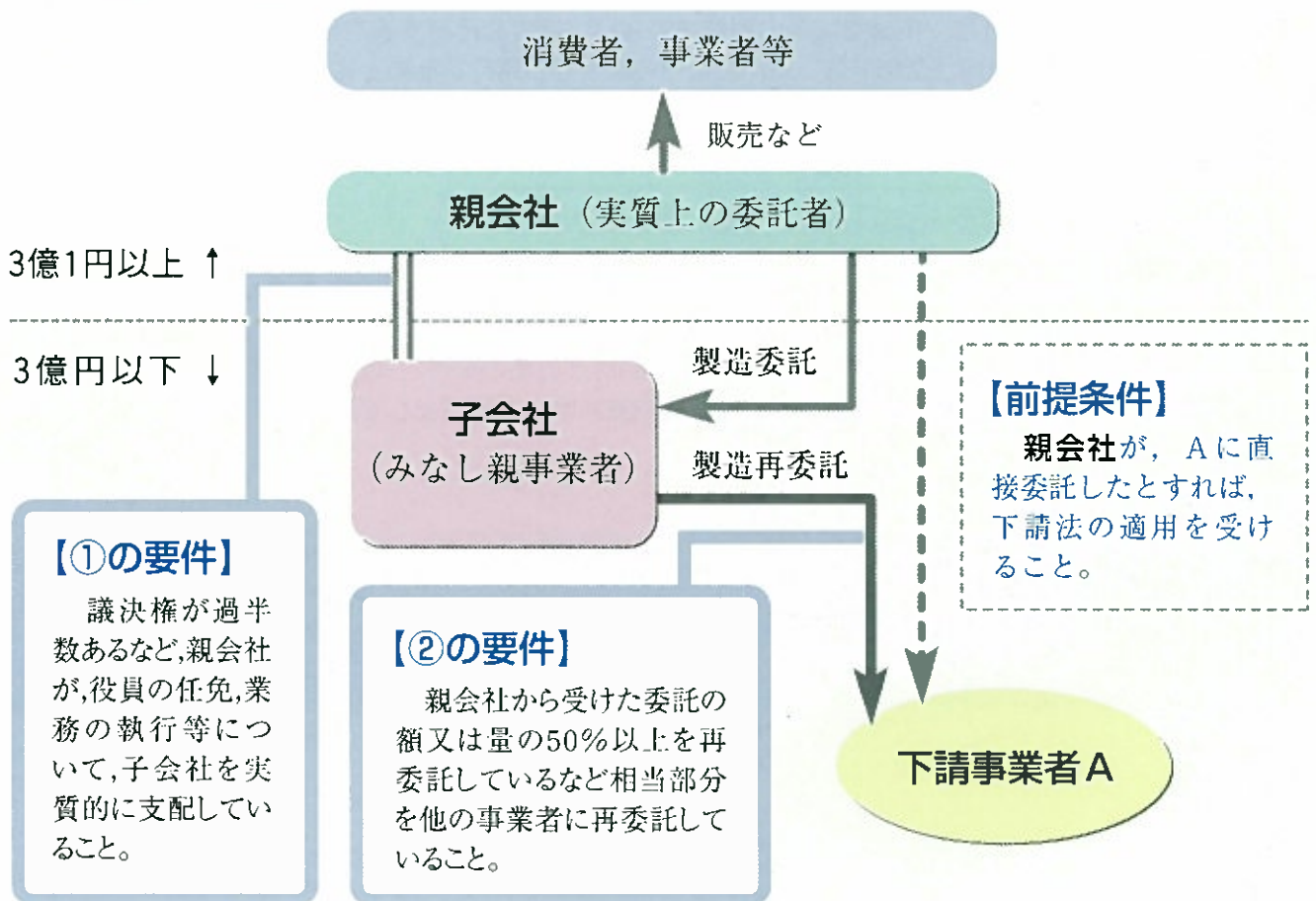
子会社を通して取引する場合には 注意が必要です。



トンネル会社規制とは

事業者（直接、下請事業者に委託をすれば下請法の対象となる場合）が、資本金3億円以下（注）の子会社を設立し、その子会社を通じて委託取引を行っている場合に、①親会社—子会社の支配関係、②関係事業者間の取引実態が一定の要件を共に満たせば、その子会社は、親事業者とみなされて下請法の適用を受けます。

○トンネル会社の概念図<製造委託の例>



(注) 資本金3億円は物品の製造・修理、プログラムの作成、運送・物品の倉庫保管・情報処理の委託の場合であり、情報成果物（プログラムは除く）の作成委託、役務（運送・物品の倉庫保管・情報処理は除く）提供の委託の場合は5千万円になります。

また、資本金1千万円基準についても同様に、物品の製造・修理、情報成果物の作成及び役務提供の各委託取引に適用されます。

取次ぎとは

いわゆる取次ぎとは、直接的に取引当事者とならず、単に契約事務を代行するものであり、取引当事者でないため下請法の対象とはなりません。

下請取引において、著しく低い下請代金を押し付けることは禁止されています。



「買ったたき」とは

下請代金の額を決定するときに、①発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を②不当に定めることが「買ったたき」になります。

○なぜ買ったたきはいけないのか？

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、限度を超えた低価格を下請事業者に押し付けることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになります。親事業者と下請事業者が公正な取引を行うためには、買ったたきのような濫用行為を防止する必要があるのです。

○比較される「通常支払われる対価」とは何か？

- ① 通常支払われる対価とは、同じような取引の給付の内容（又は役務の提供）について、その下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（通常対価）のことをいいます。
- ② 通常対価の把握が困難な場合は、例えば、その給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常支払われる対価として取り扱います。

【解説】

下請事業者の「給付」とは

下請事業者が、親事業者から受注して製造・作成等した商品等を引き渡したり、役務を提供することをいいます。

○買ったたきはどうやって判断するのか？

買ったたきに該当するか否かは、

- ① 著しく低いかどうかという価格水準（「通常支払われる対価」と「下請事業者の給付に対して支払われる対価」との乖離状況や必要に応じその給付に必要な原材料等の価格動向など）
- ② 不当に定めていないかどうかという下請代金の額の決定方法（下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法）や対価が差別的であるかどうか等の決定内容を勘案してケースバイケースで当不当を総合的に判断します。

このため、どのような手続を経て取り決めたのか（決定方法）などにポイントを置いて行為の外形から下請法違反のおそれがあるかを判断することとしています。具体的には、下請代金の額の決定に当たって、下請事業者の事情を十分考慮し、協議を尽くすことが重要です。



買ったたき事例

違反行為が生じないように未然に防止する観点から、**下請代金の額の決定方法を中心に**、どのような行為をしたら問題となるおそれがあるか、参考事例をみてみましょう。

買ったたきのパターンその1

一方的に通常対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

下請代金の据え置き

- 親事業者は、景気の悪化に伴う収益の悪化を理由として、外注加工費を削減するため、一部の下請事業者に対し、自社の財務状況に係るデータ等を説明し、収益が回復するまでの間の一時的なものである旨の限定を付した上で、下請代金の引き下げによる協力を要請したところ、当該要請を受けた下請事業者は、親事業者の説明に納得し、親事業者の収益が回復した場合には下請代金の額を当初の水準まで引き上げることを条件に、下請代金を大幅に引き下げることを受け入れた。その後、景気が回復し、親事業者の収益も回復したところ、引き下げ要請に応じた下請事業者から、下請代金の引き上げを希望する申出がなされたにもかかわらず、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、下請代金を据え置いた。

どこが問題なの？

下請事業者の事情を十分考慮した協議を尽くしていないことから、対価の決定方法に不当性があります。価格を据え置いた場合でも、買ったたきに該当することはあります。

- 親事業者から下請事業者に対して、使用することを指定した原材料の価格が高騰していることが明らか状況において、下請事業者から、従来の単価のままでは対応できないとして単価の引き上げを求めたにもかかわらず、親事業者は、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置いた。
- 親事業者は、下請事業者に対してISOの品質マネジメントシステム構築に係る認証の取得を要請し、当該要請に応じない場合には以後の取引を停止する旨通知する一方で、下請事業者における同認証の取得のためには多額の費用を要することが明らかであるにもかかわらず、当該多額の費用を考慮することなく、一方的に、従来どおりに下請代金を据え置いた。

どこが問題なの？

親事業者が、下請事業者に対してISOの品質認証の取得を要請すること自体は直ちに問題となるものではありません。しかし、親事業者の都合でコストアップの要因が生じているのであれば、このような要請を行う際に、下請代金については従前のまま一方的に決定しておくのではなく、下請代金について、改めて下請事業者と十分な協議を行う必要があります。



納品後の下請代金の決定

- 親事業者は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

どこが問題なの？

親事業者があらかじめ下請代金を決定しないで発注し、納品後に価格を交渉・決定することは、一般に、下請事業者は取引をしないという選択肢を失っている中で下請代金を交渉することとなるため、下請事業者にとって非常に不利な取引方法になります。このようなことのないよう、下請法は、親事業者に対して、あらかじめ協議の上取り決めた下請代金の額を記載した発注書面を交付することを義務付けています。発注書面の不交付という問題に加えて、部品が納品された後に親事業者が一方的に通常対価を大幅に下回る単価を決定することは、買ったときのおそれのある行為です。

短納期発注

- 親事業者は、下請事業者との間で単価等の取引条件については年間取決めを行っているが、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。親事業者は、週末に発注し週明け納入を指示した。下請事業者は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした下請単価で見積書を提出した。しかし、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で下請代金の額を定めた。



どこが問題なの？

短納期発注により、抽象的にコスト増が想定されれば、直ちに買ったときとして問題となるわけではありません。効率化、合理化等によるコストの吸収努力は否定されるべきではありません。それでも下請事業者のコスト増となる場合、買ったときに当たるかどうかは、下請代金が給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低いかどうかということのほか、下請代金の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行なわれたかがポイントになります。

多頻度小口納入

- 親事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

買ったときのパターンその2~5



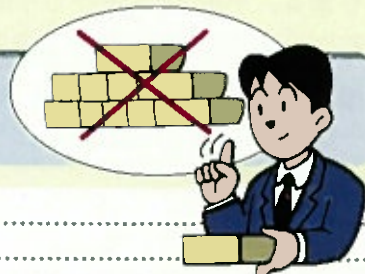
買ったときのパターンその2

多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかない場合の単価として下請代金の額を定めること。

- 親事業者は、単価の決定に当たって、下請事業者に1個、5個及び10個製作する場合の見積書を提出させた上、10個製作する場合の単価（この単価は1個製作する場合の通常対価を大幅に下回るものであった。）で1個発注した。

どこが問題なの？

いわば欺瞞的な対価の決定方法である点で問題があります。



買ったときのパターンその3

合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

- 親事業者は、自社の目標額を達成するためにはコストダウンが必要があるとして、一部の下請事業者が納入する部品について他の下請事業者が納入する同一の部品よりも著しく低い単価を定めた。

買ったときのパターンその4

一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

- 親事業者は、国際競争力を強化するためにはコストダウンをする必要があるとして主要な部品について一律に一定率引き下げた額を下請単価と定めたため、対象部品の一部の単価は通常対価を大幅に下回るものとなった。

どこが問題なの？

コストの低減に取り組むことが直ちに問題になるものではありませんが、対価決定に当たっては、品目ごとに下請事業者から見積書を取り、これをもとに十分な協議を行なうという手続を踏んでいない点で問題があります。

買ったときのパターンその5

同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

- 親事業者は、海外では国内よりも安い販売価格でないと売上が伸びないことを理由に、海外向けの製品に用いる部品について国内向けの製品に用いる同一の部品よりも著しく低い単価を定めた。

次のような行為は買ったときに該当しない場合であっても、減額として問題となります。



下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額（発注時に直ちに交付しなければならない書面に記載された額）から一定額を減じて支払うことを全面的に禁止しています。値引き、協賛金、歩引き等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となります。平成16年度から平成21年3月までに勧告・公表された事件は、ほとんど減額に該当するものであり、特に対応に注意する必要があります。

- ① 単価の引下げ要求に応じない下請事業者に対して、あらかじめ定められた下請代金から一定の割合又は一定額を減額すること。

【注意！】 買ったときは、親事業者が下請事業者が発注する時点で生じる違反行為ですが、下請代金の減額は、発注時に定められた額を事後的に差し引くことによって生じる違反行為です。

- ② 「製品を安値で受注した」又は「販売拡大のために協力して欲しい」などの理由で、あらかじめ定められた下請代金から一定の割合又は一定額を減額すること。

【注意！】 下請代金の額から差し引く場合のほか、減額分を別途、協力金として取り立てる場合も減額となります。

- ③ 販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、下請代金を減額すること。

【注意！】 下請代金の総額はそのままにおいて、数量を増加させる場合も下請代金の減額に含まれます。

- ④ 下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立し単価改定されたが、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及して適用すること。

【注意！】 旧単価から新単価に引下げたときは、新単価は単価改定が合意された後の発注分から適用する必要があります。既に発注した分まで遡及して新単価を適用をすると、減額となります。

- ⑤ 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減すること。

- ⑥ 下請事業者と合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金の額から差し引くこと。

【注意！】 下請事業者との合意がなければ、下請代金から銀行振込手数料を差し引くことは認められません。また差し引くことのできる金額は、親事業者が負担した実費の範囲内です。

- ⑦ 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

買ったときや減額のほかに、親事業者の次のような行為も禁止されています。



親事業者の禁止行為

これまでみてきた買ったときや下請代金の減額以外にも、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護のため、親事業者が行ってはならない次の禁止行為が定められています。

禁止行為に該当する行為は、たとえ下請事業者と合意していても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、下請法に違反することとなります。

違反行為が認められた場合には、公正取引委員会又は中小企業庁から、警告又は改善指導が行われることがあります。下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる場合には、公正取引委員会から勧告・公表されることがあります。

下請代金の支払遅延

物品等を受け取った日（受領日）から60日以内で定めなければならない支払日までに下請代金を支払わないことです。受け取った物品等の社内検査が済んでいないことは、支払を引き伸ばす理由になりません。

例) 下請代金の支払いについて「毎月20日納品締切、締切後40日現金支払」の支払制度を採っていたため、下請事業者から物品等を受け取ってから60日を超えて下請代金を支払っていた。

※ 以下のような場合も支払遅延となります。

- 自社の事務処理遅れや下請事業者からの請求書の提出の遅れを理由に、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払うこと。

【注意点】

親事業者においては、あらかじめ下請事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保するとともに、下請事業者からの請求が遅れるような場合には、速やかに請求するよう督促するなどの対応を採ることが望まれます。

- 支払日が金融機関の休業日に当たったときに、下請事業者の同意を得ずに翌営業日に支払を順延すること。

【注意点】

金融機関の休業日による順延が認められるのは、順延する期間が2日以内である場合であって、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で書面で合意しているときです。



受領拒否

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取らないことです。

例) 発注元の都合による仕様等の変更を理由として、下請事業者に責任がないのに、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

【注意点】 正当な理由なく納期を延期することも受領拒否になります。

【解説】

「受領」とは

下請事業者が納入したものを、社内検査の有無にかかわらず受け取る行為を指し、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下におけば受領したことになります。

不当返品

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取った後に返品することです。

例) 受入検査を下請事業者に文書で委任していないにもかかわらず、受領後に不良品を返品した。

【注意点】 受入検査を行っていないのに不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵であっても受領後6か月を超えて返品することは問題になります。

物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないのに、親事業者が指定する物品、役務などを強制して購入、利用させることです。

例) 外注担当者が下請事業者に対して、自社が取り扱う商品の購入等を要請した。

【注意点】 保険、リース、インターネットプロバイダーなどのサービスの利用も対象になります。また、親事業者や親事業者の関連会社を取り扱う商品やサービスに限らず、親事業者が指定する商品等であれば対象となります。

有償支給原材料等の対価の早期決済

有償支給する原材料等で下請事業者が物品の製造等を行なっている場合に、下請事業者に責任がないのに、その原材料等が使用された物品の下請代金の支払日より早く、支給した原材料等の対価を支払わせ、下請事業者の利益を不当に害することです。下請代金の額から控除することも対象となります。

例) 下請事業者が製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、有償支給した原材料の代金を下請代金から控除していた。



割引|困難な手形の交付

下請代金を手形で支払う際、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付し、下請事業者の利益を不当に害することです。

※割引困難な手形とは、繊維業は90日、その他の業種は120日を超える長期の手形をいいます。

例) 手形期間が130日の手形を交付した。

不当な経済上の利益の提供要請

自社のために、下請事業者に現金やサービス、その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することです。

※経済上の利益とは、協賛金や従業員の派遣などをいいます。

例) 委託取引先の登録制を採っているが、登録された下請事業者に対し、「協定料」と称して現金の提供を要請した。

不当な給付内容の変更、やり直し

下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせ、下請事業者の利益を不当に害することです。

例) 親事業者や発注元の都合を理由に、下請事業者に責任がないのに発注内容を変更し、変更に伴う必要な費用の一部を下請事業者に負担させていた。

【注意点】 給付内容を変更した場合は、その内容を記載して保存する必要があります。

報復措置

これらの禁止行為に該当する行為を親事業者が行った場合に、下請事業者がその事実を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量を削減したり、取引停止などの扱いをすることです。

**取り決めた取引条件が履行されるよう、
発注書面を交付する義務があります。**



支払期日を定めましょう

親事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めるときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

また、親事業者が、支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ**下請事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務があります。**

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率（10%など）を定めていても、その約定利率は排除されます。

発注内容を書面にして交付しましょう

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を交付しなければなりません。

記載すべき事項は、次のとおり**法令で具体的に定めてあり、原則として該当するものをすべて決定した上で記載**する必要があります。

- ① 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
- ⑦ 下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧ 下請代金の支払期日
- ⑨ 手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
- ⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

ただし、下請法では発注書面の様式は定めていないので、取引内容に応じて適切な発注書面を作成すれば問題ありません。**重要なのは、発注したら直ちに下請事業者に発注書面を交付することです。この規定に違反すれば、50万円以下の罰金に処せられます。**



発注書面サンプル (規則で定められた事項を一つの書式に網羅した場合)

注文書

○×株式会社 殿 平成○年○月○日
△△株式会社

給付の内容

注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する。
 著作権など知的財産権の譲渡・許諾を含んで発注する場合はその旨を明確に記載する。

納期 平成○年×月×日	納入場所 弊社本社△△課	検査完了期日 平成○年×月××日
下請代金額(円)※ 100,000円	支払期日 平成○年××月×日	支払方法 現金

※ 「下請代金額」欄には、発注時に協議して決定した**下請代金の額を明確に記載する必要があります**。なお、具体的な下請代金額を記載できない正当な理由がある場合は、次の要件を備えた**算定方法**(例：工賃○円×所要時間数+原材料費)による記載が認められています。

- ① 下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。
- ② 発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行うこと。

また、**下請代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに下請事業者へその旨書面を交付する必要があります**。

○ **共通記載事項**

下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項(例えば支払方法、検査期間等)が一定している場合には、これらの事項(共通記載事項といいます。)に関してはあらかじめ別の書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となります。この場合には、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記して**発注書面との関連付けをしておかなければなりません**。



共通記載事項の例

平成〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。
 なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

記

1. 支払制度	納品毎月〇日締切 翌月〇日払
2. 支払方法	支払総額〇円未満現金
	〃 〇円以上
	現金〇% 手形〇% 手形期間〇日 一括決済方式〇% (金融機関名 決済は支払期日から起算して〇日目) 電子記録債権〇% (電子記録債権の満期日〇年〇月〇日)
3. 検査完了期日	納品後〇日
4. 実施期間	平成〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間 (新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)

以 上

○ 例外的な書面の交付方法

発注書面の記載事項のうち「その内容が定められない正当な理由がある」場合（例：ソフトウェア作成委託において最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、正確な委託内容を決定することができない場合）には、その事項を記載せずに発注書面（当初書面）を交付することが認められます。この場合には、記載しなかった事項について、**内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません**。一方、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないなど具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には「正当な理由がある」とはいえません。

また、当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、その事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要があります（発注書面と補充書面の相互の関連性が明らかになるようにすること。）。



当初書面の例

注文書

〇×株式会社 殿 平成〇年〇月〇日
△△株式会社

給付の内容
品名〇△□
詳細仕様は未定（後日交付する「〇〇仕様書」による。）

納期	納入場所	検査完了期日
平成〇年×月×日	本社△△課	平成〇年×月×日
下請代金額（円）	支払方法	支払期日
※ 未定	現金	平成〇年×月×日

未定の事項の内容が定められない理由：
 ユーザーの仕様が未定のため。
 未定の事項の内容を定めることとなる予定期日：
 平成〇年〇月〇日

補充書面の例

注文書

〇×株式会社 殿 平成〇年〇月〇日
△△株式会社

給付の内容
「〇〇仕様書」のとおり。

下請代金額（円） 100,000円

※ 本注文書は、平成〇年〇月〇日付け注文書の記載事項を補充するものです。

取引記録を書類として作成し、保存しましょう

製造委託をはじめとする下請取引が完了した場合、親事業者は、給付内容、下請代金の金額など、**取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存することが義務付けられています**。これは、違反行為に対する親事業者の注意を喚起するとともに、公正取引委員会や中小企業庁による迅速、正確な調査や検査に役立つことを目的としています。

記録すべき事項は、次のとおりです。

- ① 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

公正取引委員会及び中小企業庁は 違反行為に対して厳しく取締を行っています。



立入検査、勧告等

書面調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施しています。また、必要に応じて、親事業者の保存している取引記録の調査や立入検査を実施しています。

勧告・公表を行っています。

公正取引委員会は、親事業者が下請法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させること（減額分や遅延利息の支払い等）を求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告・公表を行っています。

○公正取引委員会は、親事業者に対して、例えば次のような事項を文書により勧告し、原則として会社名とともに、違反事実の概要、勧告の概要を公表しています。

- ① 「〇〇」と称して下請代金の額から減じていた額（総額〇〇円）を下請事業者に対して速やかに支払うこと。
- ② 前記の減額行為が下請法の規定に違反するものである旨及び今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じない旨を取締役会の決議により確認すること。
- ③ 今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じることがないように、社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容等を自社の役員等に周知徹底すること。
- ④ 前記①、②及び③に基づいて採った措置を取引先下請事業者に周知すること。

勧告に至らない事案であっても、親事業者に対し改善を強く求める指導を行い、下請法の遵守を促しています。

また、中小企業庁長官は、違反親事業者に対して行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対して措置請求を行います。措置請求とは、中小企業庁長官が、公正取引委員会による勧告が相当と考えられる事案について、調査結果とともに公正取引委員会に通知し、勧告を行うよう求めることです。

最高50万円の罰金が科せられます。

親事業者が、発注書面を交付する義務、取引記録に関する書類の作成・保存義務を守らなかった場合には、違反行為をした者（本人）のほか、会社も50万円以下の罰金に処せられます。また、親事業者に対する定期的な書面調査などにおいて報告をしなかったり、虚偽の報告をすること、公正取引委員会や中小企業庁の職員による立入検査を拒んだり、妨害した場合も同様に罰金に処せられます。



買ったとき、減額など最近の勧告、警告事例

下請代金の買ったとき

- A社は、貨物運送を下請事業者に委託している。A社は、従来の単価から一定の割合で単価を一方的に引き下げて下請代金の額を定めていた。
- B社は、ソフトウェアの制作を下請事業者に委託している。B社は、下請事業者と十分協議することなく、自社の目標額を押し付けて下請代金の額を定めていた。
- C社は、貨物運送等を下請事業者に委託している。C社は、一部の発注において、同社が一方的に代金を指定するいわゆる指値により、通常支払われる対価より低い金額で下請代金を定めていた。

下請代金の減額

- D社は、荷物の運送及び集配業務を下請事業者に委託している。D社は、コスト削減を図るため、下請事業者に対して、運送単価の引下げを要請し、当該運送単価の引下げに応じない下請事業者に対し、下請代金から「協力費」と称して一定額を差し引くことにより、下請事業者に責任がないのに、下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。
- E社は、自動販売機等の製造を下請事業者に委託している。E社は、顧客からの原価低減要請等に対応するため、下請事業者に対し、自動販売機等の部品の原価低減を要請し、それぞれの下請事業者との間で協力を求める額を取り決め、下請事業者に責任がないのに、下請代金の額を減じていた。
- F社は、貨物自動車運送を下請事業者に委託している。F社は、下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請事業者に対し、値引き等と称して下請代金の額から一定の割合の額を差し引くことにより、下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。

不当な経済上の利益提供の要請の禁止

- G社は、自動車用部品等の製造を下請事業者に委託している。G社は、自社の社員のためのレクリエーションの実施に当たり、下請事業者に対し、協賛金の提供を要請し、一部の下請事業者から協賛金を徴収していた。

ご相談やご質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

下記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、下請法に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいますので、ご利用ください。

公正取引委員会事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987

千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

Tel 03(3581)3375(直) <http://www.jftc.go.jp>

(管轄区域:茨城県,栃木県,群馬県,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,新潟県,山梨県,長野県)

北海道事務所 下請課

〒060-0042

札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎

Tel 011(231)6300(代)

(管轄区域:北海道)

東北事務所 下請課

〒980-0014

仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

Tel 022(225)8420(直)

(管轄区域:青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県)

中部事務所 下請課

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

Tel 052(961)9424(直)

(管轄区域:富山県,石川県,岐阜県,静岡県,愛知県,三重県)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

Tel 06(6941)2176(直)

(管轄区域:福井県,滋賀県,京都府,大阪府,兵庫県,奈良県,和歌山県)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

Tel 082(228)1501(代)

(管轄区域:鳥取県,島根県,岡山県,広島県,山口県)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0068

高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎

Tel 087(834)1441(代)

(管轄区域:徳島県,香川県,愛媛県,高知県)

九州事務所 下請課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

Tel 092(431)6032(直)

(管轄区域:福岡県,佐賀県,長崎県,熊本県,大分県,宮崎県,鹿児島県)

沖縄総合事務局 総務部公正取引室

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

Tel 098(866)0049(直)

(管轄区域:沖縄県)

中小企業庁

事業環境部取引課

〒100-8912

千代田区霞が関1-3-1

Tel 03(3501)1669(直) <http://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

Tel 011(709)1783(直)

(管轄区域:北海道)

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎

Tel 022(221)4922(直)

(管轄区域:青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県)

関東経済産業局 産業部中小企業課

〒330-9715

さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

Tel 048(600)0325(直)

(管轄区域:茨城県,栃木県,群馬県,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,新潟県,山梨県,長野県,静岡県)

中部経済産業局 産業部中小企業課

〒460-8510

名古屋市中区三の丸2-5-2

Tel 052(951)2748(直)

(管轄区域:富山県,石川県,岐阜県,愛知県,三重県)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

〒540-8535

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

Tel 06(6966)6037(直)

(管轄区域:福井県,滋賀県,京都府,大阪府,兵庫県,奈良県,和歌山県)

中国経済産業局 産業部中小企業課

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館

Tel 082(224)5661(直)

(管轄区域:鳥取県,島根県,岡山県,広島県,山口県)

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

Tel 087(811)8529(直)

(管轄区域:徳島県,香川県,愛媛県,高知県)

九州経済産業局 産業部中小企業課

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎

Tel 092(482)5450(直)

(管轄区域:福岡県,佐賀県,長崎県,熊本県,大分県,宮崎県,鹿児島県)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

Tel 098(866)1755(直)

(管轄区域:沖縄県)